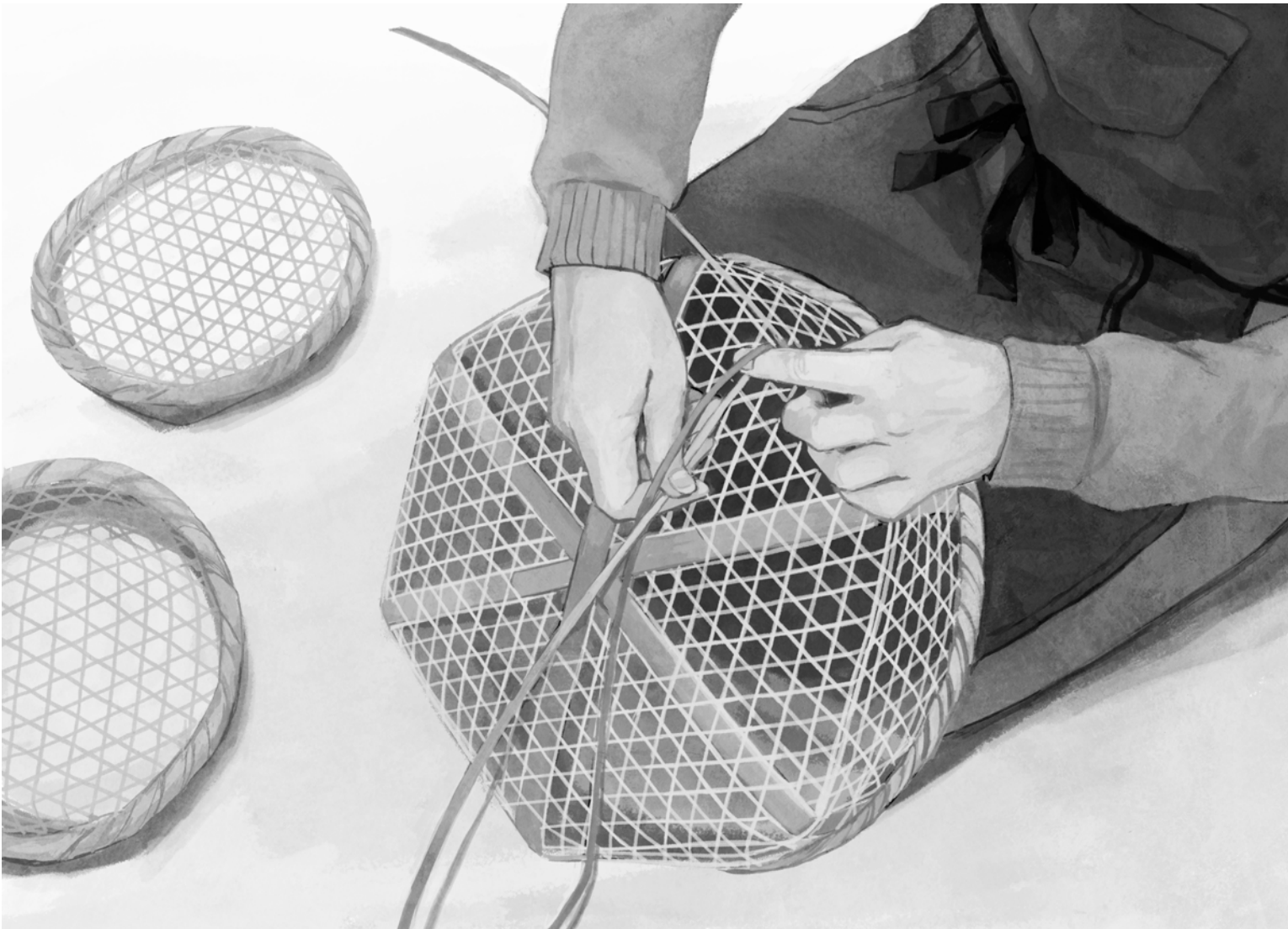


八王子市文化財年報

第 16 号

令和 4 年度（2022 年度）



八王子市教育委員会

八王子市文化財年報第 16 号 令和 4 年度 (2022 年度) 目次

管理・運営概要

1 組織 (令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在)	1
2 文化財保護審議会	2
(1) 文化財保護審議会委員一覧	2
(2) 開催実績	3

事業概要

1 文化財の指定	4
2 文化財保存活用地域計画の認定	5
3 文化財の保存	7
(1) 現状変更	7
(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知	9
(3) 埋蔵文化財の発掘調査	10
(4) 報告書の刊行	25
(5) 遺物受入数量	25
(6) 調査・立会一覧	26
(7) 指定文化財の保存修理に対する補助	35
(8) 指定文化財の管理に対する補助	36
(9) 文化財の防災対策	37
4 史跡の整備・公開	38
(1) 八王子城跡御主殿発掘調査	38
(2) 史跡の公有地化	39
(3) 八王子城跡オフィシャルガイド	40
5 文化財の活用	42
(1) 民俗芸能	42
(2) 文化財見て歩き	45
(3) その他展示・講座	46
(4) 資料の貸出・利用申請	49
6 日本遺産	51
(1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館 (愛称: はちはく)	51
(2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会	54
(3) 日本遺産関連事業	55
(4) 子どもを笑顔にするプロジェクト	56

資料

○八王子市文化財保護条例	57
○文化財の指定状況 (令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在)	71
○日本遺産構成文化財一覧 (令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在)	72
○文化財関連施設入館者数	77

管理・運営概要

1 組織（令和5年（2023年）3月31日現在）

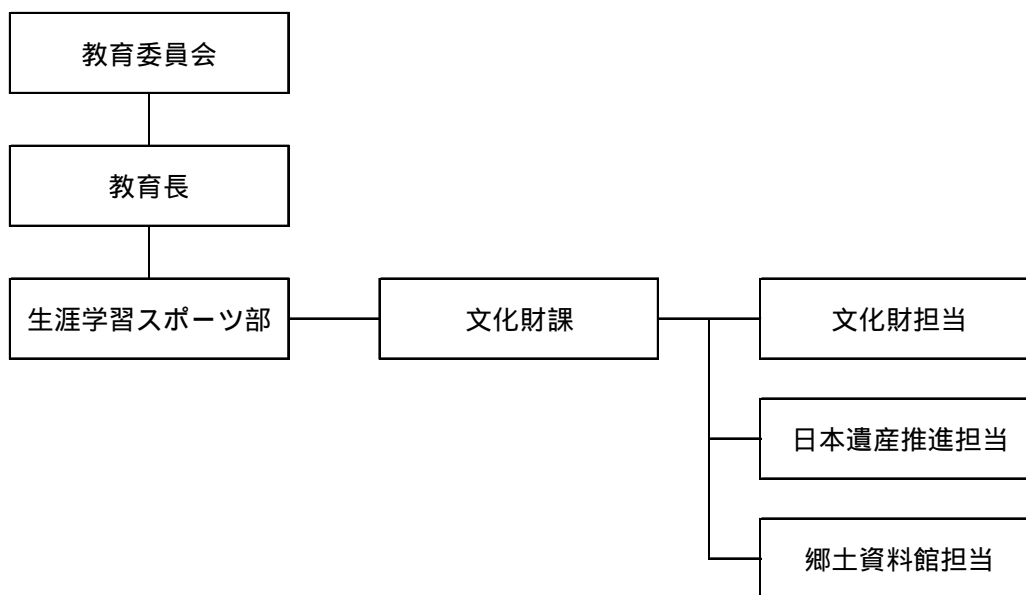
本市の文化財行政は、教育委員会事務局に置かれる生涯学習スポーツ部文化財課が所管している。文化財課では、令和4年度は文化財担当・郷土資料館担当・日本遺産推進担当の3担当で業務を行った。本年報では、令和4年度（2022年度）に文化財担当と日本遺産推進担当が所管した事業等について紹介する。郷土資料館担当が所管した事業等については、別に刊行される『郷土資料館研究紀要 八王子の歴史と文化』の中で紹介する。

文化財担当の主な業務は、指定文化財の保存・活用、埋蔵文化財の保護・調査、国史跡八王子城跡ガイダンス施設の管理・運営である。

日本遺産推進担当の主な業務は、日本遺産の推進と活用である。

令和4年度（2022年度）の機構は以下のとおりである。

【文化財課機構図】



2 文化財保護審議会

八王子市文化財保護条例に基づき、八王子市文化財保護審議会が設置されている。文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申を行う。令和4年度（2022年度）は3回の会議と1回の現地確認を行った。

また、令和4年（2022年）10月31日に全委員（14名）が任期満了を迎えるため、新たに委員を選任し、同年11月1日に14名を委嘱した。うち2名の委員が退任、12名の委員が再任、2名の委員が新任となった。

（1）文化財保護審議会委員一覧

令和4年度の委員は下表のとおりである。

氏名	所属（委嘱時点のもの）	専門分野
◎ 相原 悦夫	元 八王子市市史編さん審議会 副会長	曳山美術史、社寺建築
青木 淳	多摩美術大学美術学部 教授	日本美術史
阿部 朝衛	帝京大学文学部史学科 教授	考古学
岩橋 清美	國學院大學 准教授	近世史
内野 秀重	八王子市長池公園 園長	植物
○ 加藤 哲	都立高校 非常勤講師	中世史
小林 直弘	東京芸術大学 教員	日本建築史、文化財保存学
紺野 英二	立正大学文学部 特任講師	考古学
□ 高久 舞	帝京大学文学部日本文化学科 講師	民俗学・民俗芸能研究
津山 正幹	日本民俗建築学会 幹事長	民俗建築学
△ 中村 ひろ子	元 神奈川大学 特任教授	民俗学
西川 広平	中央大学文学部 教授	中世史
野嶋 和之	八王子千人同心旧交会 会長	郷土史
△ 堀江 承豊	高尾山薬王院 法務部長	郷土史
本間 岳人	池上本門寺 学芸員	石造文化財、考古学
□ 山本 憲佳	高尾山薬王院 用度部長	郷土史

※令和4年（2022年）11月1日選任の委員の任期は令和7年（2025年）10月31日まで
 ※◎は会長、○は副会長。△は任期満了に伴う退任。□は改選による新任。

(2) 開催実績

第1回

日時 令和4年(2022年)5月24日(火) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 報告事項(1) 令和4年度4月の人事異動について
報告事項(2) 令和3年度の事業報告について
報告事項(3) 令和4年度の予算概要について
報告事項(4) 八王子車人形の国文化財指定について
協議事項(1) 考古資料の指定に関して
協議事項(2) 新指定の候補について(事務局提案)
その他

第2回

日時 令和4年(2022年)9月26日(月) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 検討事項(1) 指定文化財の指定の見直しについて
報告事項(1) 文化財保存活用地域計画の認定について
その他

第3回

日時 令和4年(2022年)12月20日(火) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について
会長及び副会長の選任について

議題 報告事項(1) 本市の文化財保護行政について
報告事項(2) 日本遺産構成文化財への追加申請について
その他

市指定文化財の現状確認

日時 令和5年(2023年)3月17日(金) 14時00分から16時00分

場所 八王子市横山事務所 会議室

内容 市指定天然記念物「横山事務所オオツクバネガン」の雪害によるき損状況確認及び
樹木医による診断結果報告と今後の対応について

事業概要

1 文化財の指定

「南多摩のメカイ製作技術」東京都無形民俗文化財（民俗技術）指定

メカイは、文字であらわすと「目(め)籠(かご)」と表記される、里山で自生する篠(しの)(=アズマネザサ)の表皮を薄く剥がしたものを編み上げる六つ目の籠である。南多摩地域では日用品として使用するほか、冬の農閑期に大量生産・販売され、農家の貴重な現金収入源であった。しかし、第二次世界大戦前後から生産量は減少し、昭和30年代以降、プラスチック製品の流通や、南多摩地域のニュータウン化による生活様式の変化と相まって、ほとんど作られなくなってしまった。

メカイの製作技術は、かつて製作していた経験者が高齢化する中、地域有志の努力で傳承されてきた。この技術が、都民の生活文化の特色を示す民俗技術として貴重な文化財であるとして評価され、令和5年(2023年)3月16日に東京都の無形民俗文化財(民俗技術)に指定、技術の保存団体として八王子市内由木(堀之内)地区で活動する「八王子由木メカイの会」が認定された。民俗技術の分野としては、都では初の指定となる。

【指定の詳細】

ア 指定の名称	南多摩のメカイ製作技術
イ 指定の区分	東京都無形民俗文化財(民俗技術)
ウ 文化財の所在地	東京都八王子市・多摩市
エ 保存団体	八王子由木メカイの会・ 多摩めかいの会
オ 指定年月日等	令和5年3月16日指定 東京都教育 委員会告示第14号



メカイ

カ 指定理由(東京都文化財保護審議会への諮問資料より)

本件は、江戸時代から昭和前半まで、南多摩地域の多くの農家で重要な収入源として作られた六つ目の籠であるメカイの製作技術である。南多摩地域のメカイの特徴は、メカイ包丁を使用すること、出来映えの芸術性より実用性を重視すること、材料の篠竹を乾燥させずに青いまま用いることである。

また、本件保存団体が拠点とする由木(堀之内)地区・多摩(落合)地区は、かつて南多摩地域にメカイが伝播する際に中心的役割を果たしている。

メカイは、高度経済成長期以前の人々の生活に欠かせなかった里山を維持するために、伐採する必要がある篠だけを再利用して製作されてきた、都民の生活文化の特色を示す民俗技術として貴重な文化財である。

2 文化財保存活用地域計画の認定

平成 30 年（2018 年）の文化財保護法の改正により、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになった。本市では既に文化財行政のマスタープランである「八王子市歴史文化基本構想」を策定していることから、同構想にアクションプランとしての要素を加えて再構成した「八王子市文化財保存活用地域計画」の作成に令和 2 年度（2020 年度）より着手した。

令和 4 年度（2022 年度）は、令和 3 年度（2021 年度）に作成した八王子市文化財保存活用地域計画素案を基に、文化庁と最終調整後、文化庁の各類型の文化財調査官の確認及び関連省庁と協議を行うなど、令和 4 年（2022 年）7 月の認定を目指し作業を進め、認定申請を行った。

令和 4 年（2022 年）7 月 22 日付で、国の文化審議会文化財分科会の答申を経て文化庁長官の認定を受けた。都内では本市の認定が初である。

【計画の概要】

（1）計画期間

9 年間（令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで）

（2）基本理念

わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子
～「知と技」を伝える歴史文化を未来へ

（3）基本目標

歴史文化を活かしたまちづくり

（4）基本方針

基本方針 1 文化財の継続的な調査・研究

基本方針 2 文化財の適切な保存・管理

基本方針 3 文化財の担い手の育成・支援

基本方針 4 文化財の普及・啓発・活用

基本方針 5 文化財を活用したまちづくりの推進

（5）重点事業

重点事業 1 調査・研究関連事業

重点事業 2 日本遺産推進事業

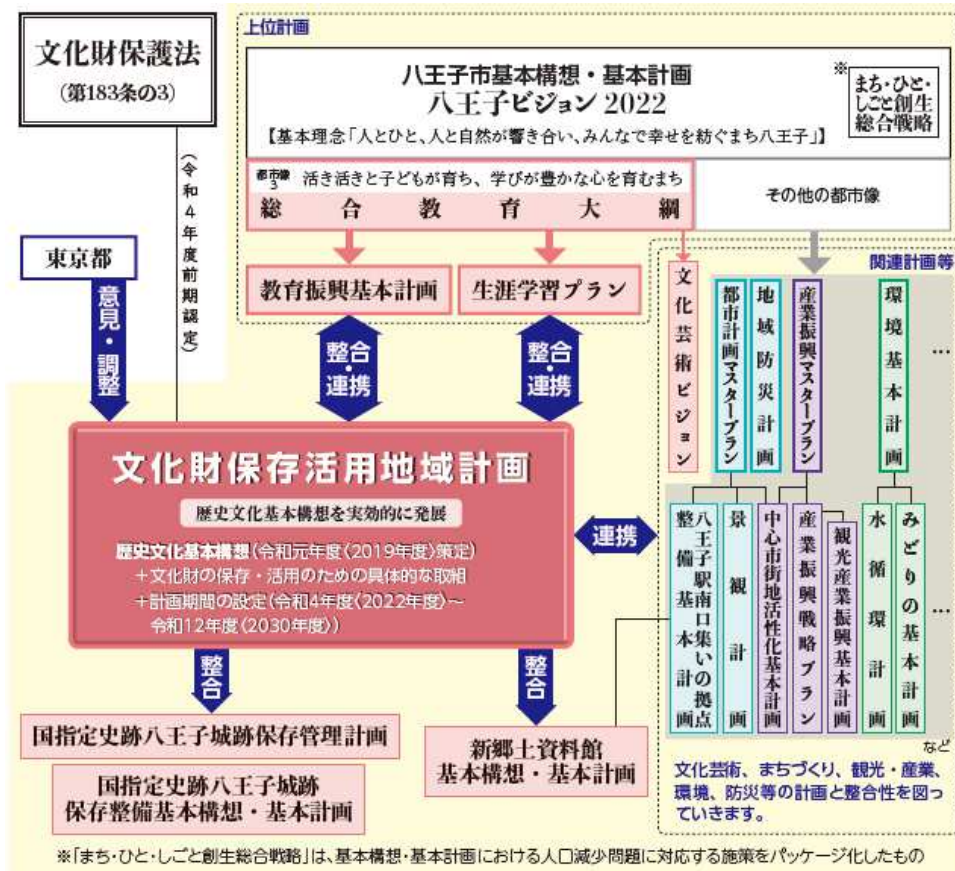
重点事業 3 八王子城跡関連事業

重点事業 4 新郷土資料館整備事業

（6）文化財保存活用区域

「八王子城跡区域」を設定

【文化財保存活用地域計画の位置づけ】



「八王子市文化財保存活用地域計画」7頁より抜粋

3 文化財の保存

(1) 現状変更

文化財保護法では、史跡や天然記念物に指定された文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条)と定められている。また、東京都文化財保護条例、八王子市文化財保護条例も史跡等に指定された文化財に関して、それぞれ東京都教育委員会、八王子市教育委員会の許可を受けなければならないと定められている。

なお、国及び東京都指定の文化財に関する現状変更のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、東京都文化財保護条例施行規則第25条に掲げるもの(工作物の設置・改修、伐採など)については、市教育委員会が処理を行うこととされている。

令和4年度(2022年度)に申請のあった史跡等に係る現状変更については以下のとおりである。

ア 国指定の文化財

(ア) 文化庁長官による許可

	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2734番2	八王子市教育委員会	発掘調査	令和4年 6月17日
2	史跡	滝山城跡	高月町2371番1 外	東京都西部公園緑地事務所	法面改修	10月12日

(イ) 八王子市教育委員会による許可

	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2735番1	日本遺産「桑都物語」推進協議会	看板設置	令和4年 4月28日
2	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2735番2	宗教法人八王子神社	ヘリコプター発着簡易施設の設置	5月2日
3	史跡	滝山城跡	高月町2371番2	八王子市	枯損木伐採	5月23日

	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
4	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2735 番 1	東京都環境局 多摩環境事務所	枯損木伐採	7月21日
5	史跡	滝山城跡	高月町 2321 番	西部・多摩部の公園パートナーズ	枯損木伐採	8月10日
6	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2734 番 2	元八王子地区 町会自治会連 合会	コンパネ設置	8月31日
7	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2536 番	東京都	給水管改修および水道メーター交換	12月14日
8	史跡	滝山城跡	丹木町三丁目 68 番地外	八王子市教育委員会	樹木伐採	令和5年 1月27日
9	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2703 番、2734 番 5	宗教法人八王子神社	鳥居撤去	1月30日
10	史跡	滝山城跡	高月町 2371 番地 内	八王子市	旧国民宿舎滝山荘の外壁修繕・外壁の張り替え	2月15日

イ 東京都指定の文化財

(ア) 東京都教育委員会による許可

	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	広園寺境域	山田町 1577	宗教法人廣園寺	樹木伐採・間伐	令和5年 1月24日

(イ) 八王子市教育委員会による許可

なし

ウ 八王子市指定の文化財

なし

(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、届出（文化財保護法第93条）・通知（文化財保護法第94条）をしなければならないと定められている。その届出・通知の受理については、東京都文化財保護条例第57条により区市町村文化財担当部局の事務と定められている。令和4年度（2022年度）の届出・通知の受理事務件数は以下のとおりである。

また周知の埋蔵文化財包蔵地について該当の有無の照会を窓口等で受けており、令和4年度（2022年度）の件数は以下のとおりである。

照会件数	届出・通知受理事務件数		
	届出（法93条）	通知（法第94条）	計
5,323	262	16	278

(3) 埋蔵文化財の発掘調査

開発事業者から提出された文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出・通知に伴い、教育委員会では埋蔵文化財の確認調査を行っている。

令和4年度(2022年度)は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する開発面積が3,000㎡未満の開発行為について、国庫補助を得て民間調査機関に委託し確認調査を実施した。当該の確認調査は3件あり、調査日数は3日、調査面積は計40㎡あった。

上記以外の確認調査については、民間開発事業において、事業主に重機等の提供をいただき、教育委員会が直接行った調査は4件であった。調査日数は4日、調査面積は計48㎡あった。教育委員会指導のもと民間調査機関が確認調査を行ったものは、今年度の確認調査は1件で調査日数は40日、調査面積は計800㎡であった。

公共事業における確認調査は、民間開発事業と同様に、教育委員会指導のもと民間調査機関が行うものと、事業主に重機等の提供を受け教育委員会で直接行うものがある。今年度は前者による調査は1件あり、調査日数が7日、調査面積は152㎡で、後者による調査は1件あり、調査日数が1日、調査面積は20㎡であった。

ア 市調査(国庫補助)

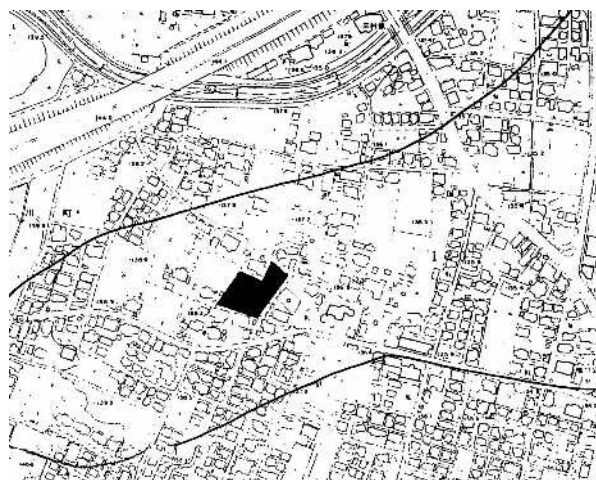
(ア) 八王子市 120遺跡(弁天池・弁天池北遺跡・横川町763番1外)

調査面積...16㎡

事業目的...宅地造成

調査期間...令和4年(2022年)5月25日

調査概要...調査対象地は市中央部、南浅川と北浅川の合流地点に広がる低位段丘面に位置する。宅地造成工事に伴う事前調査として、道路予定部分に対して2×4mの試掘坑2か所を設定した。当該地の土層は、富士黒色土やローム層の堆積は見られず、暗褐色土層の下は、河川の氾濫によると思われる砂礫層が堆積していた。遺構の検出は認められなかった。遺物は縄文土器・古墳時代の土師器が出土した。

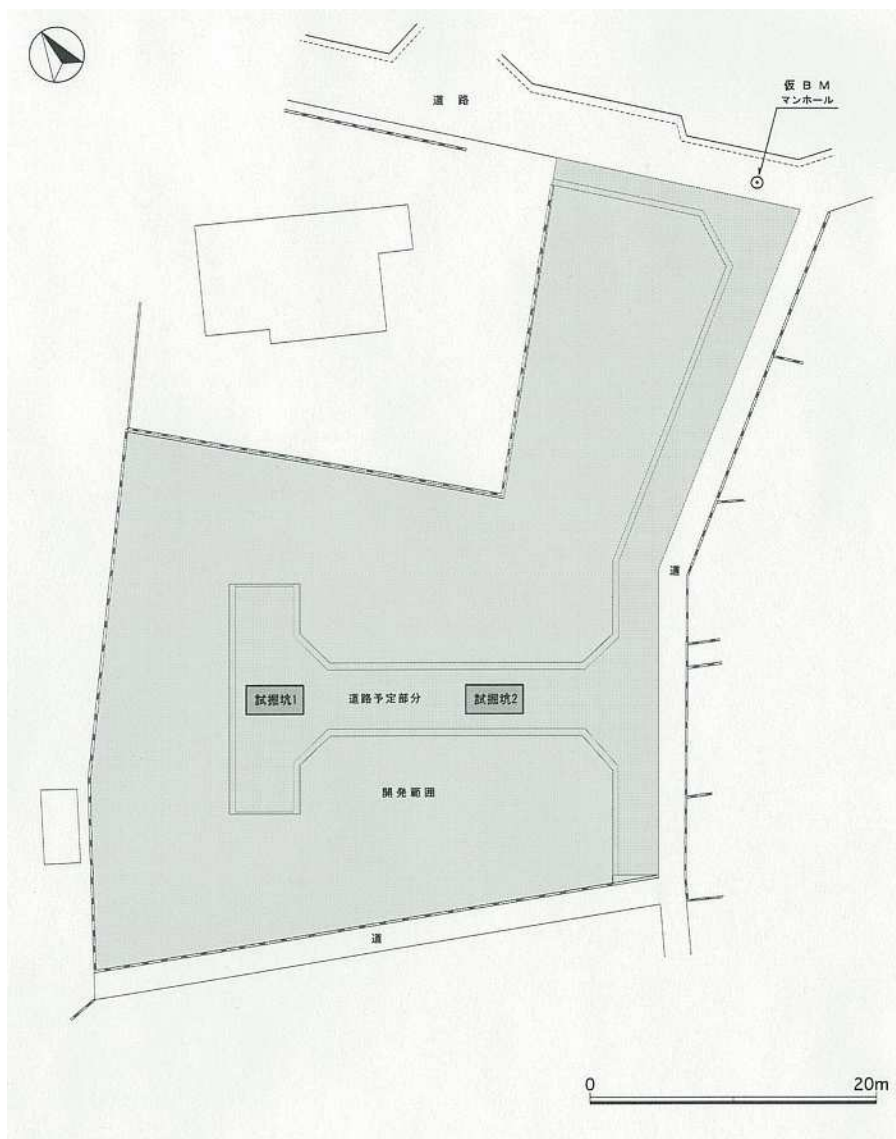




調査地全景



試掘坑全景



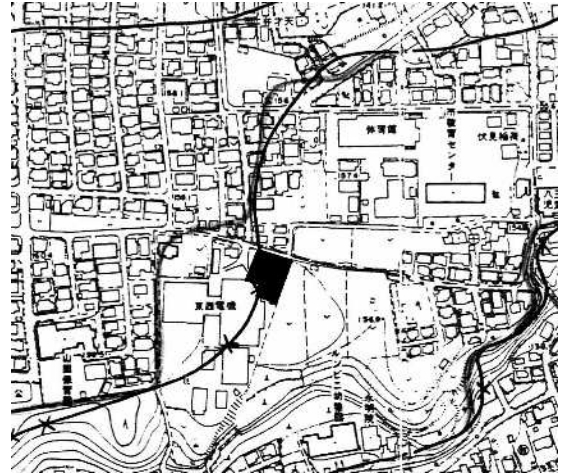
(イ) 八王子市 129 遺跡 (平塚遺跡・山田町 1606 番 12)

調査面積... 8 m²

事業目的... 福祉施設建物

調査期間... 令和 4 年 (2022 年) 12 月 15 日

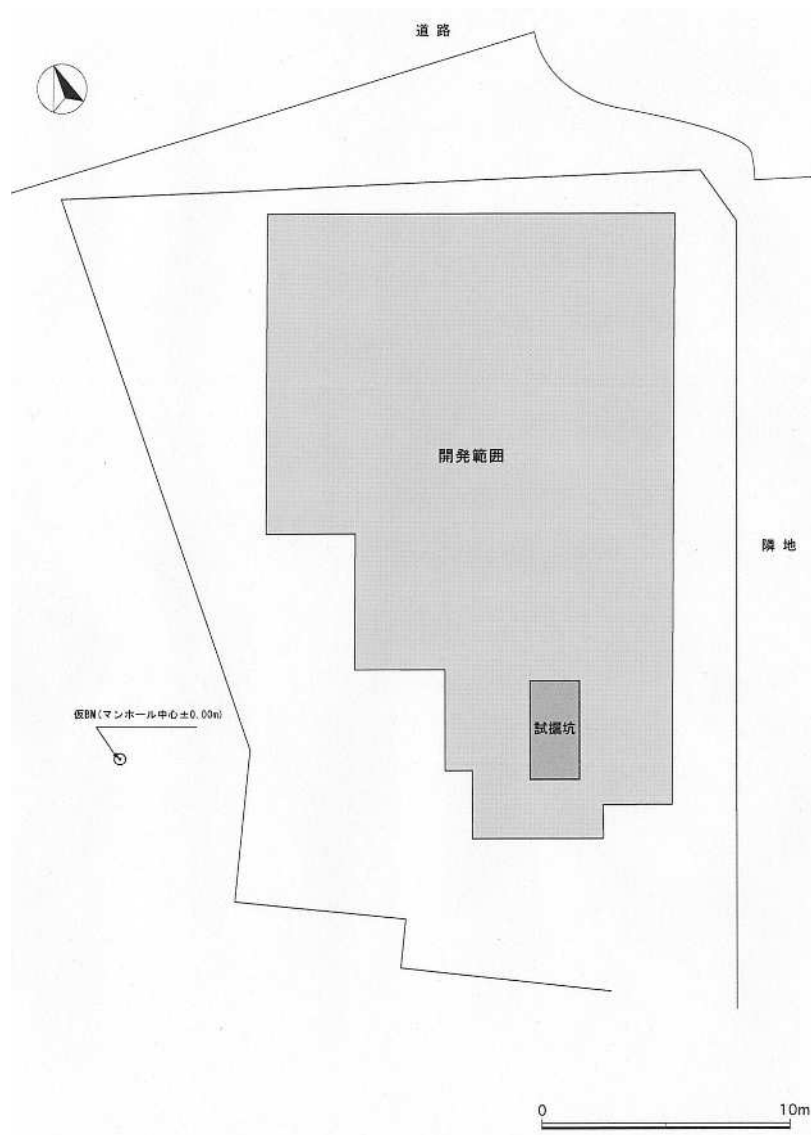
調査概要... 調査対象地は市中央部、南浅川と湯殿川に挟まれた小比企丘陵の東端の段丘平坦面に位置する。建物工事に伴う事前調査として、建物のエレベーターピット予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層の堆積は、攪乱を受けていたが、地表から 80 cm ~ 90 cm で富士黒色土層に達し、その下でローム漸移層を確認した。遺構の検出は認められなかった。遺物は縄文土器、古墳時代の土師器が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



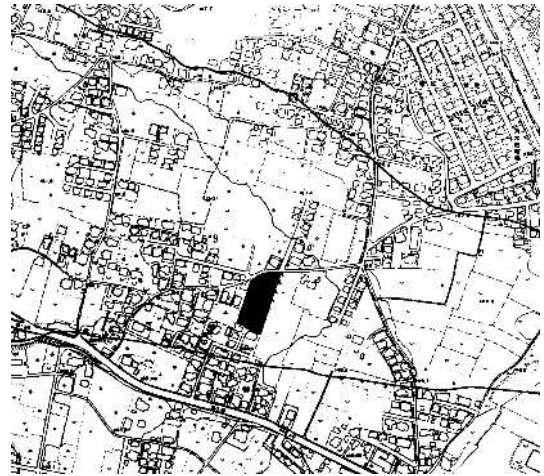
(ウ)八王子市 469 遺跡(川口町 1556 番)

調査面積...16 m²

事業目的...宅地造成

調査期間...令和 5 年(2023 年)3 月 14 日

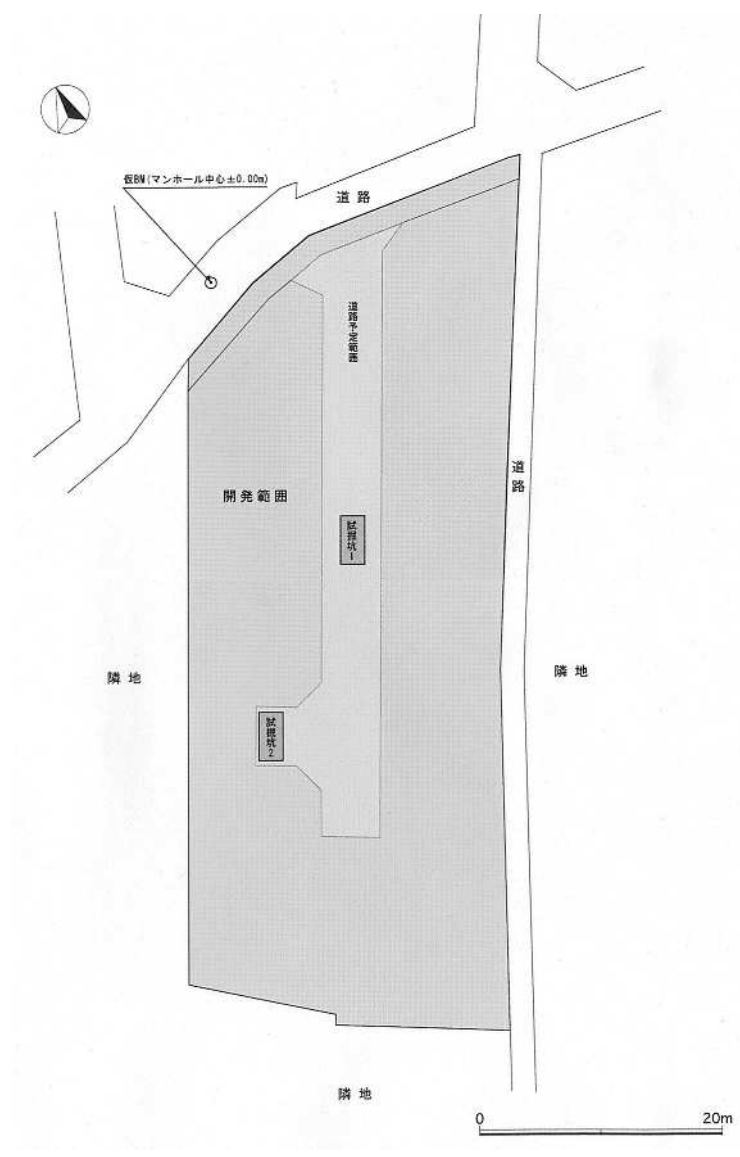
調査概要...調査対象地は市北西部、川口川の右岸の加住南丘陵南縁付近に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 2 か所を設定した。当該地の土層の堆積は、耕作によりローム漸移層まで削平されていることを確認した。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



イ 市調査（国庫補助以外）

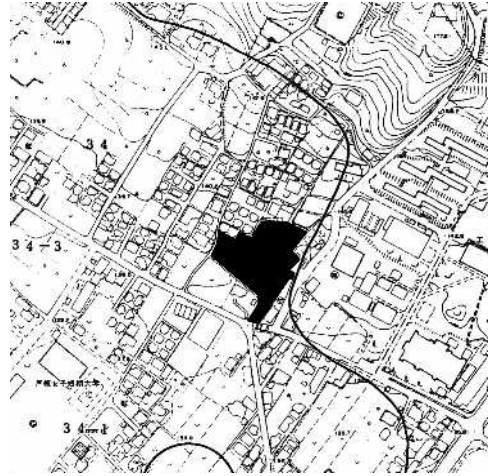
（ア）八王子市 34 遺跡（犬目甲の原遺跡・犬目町 258 番 1 外）

調査面積... 8 m²

事業目的... 宅地造成

調査期間... 令和 4 年（2022 年）6 月 24 日

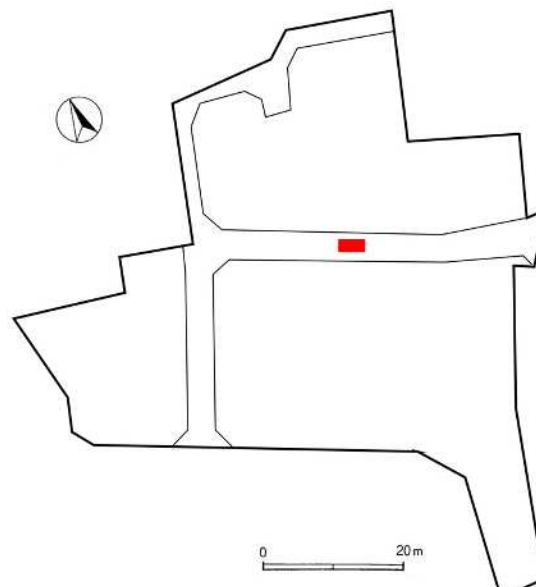
調査概要... 調査対象地は市中央部、川口川左岸の河岸段丘と丘陵地の裾部に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層は、客土が厚く、その下は小礫を含む明褐色土層が堆積しており、富士黒色土層やローム層は確認されなかった。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



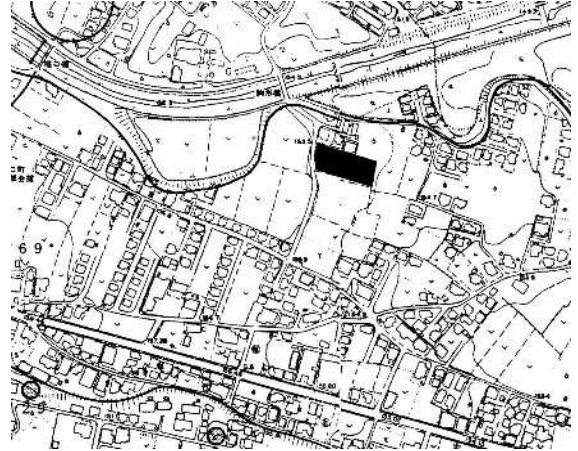
(イ) 八王子市 469 遺跡 (川口町 1657 番 1 外)

調査面積... 8 m²

事業目的... 宅地造成

調査期間... 令和 4 年 (2022 年) 7 月 14 日

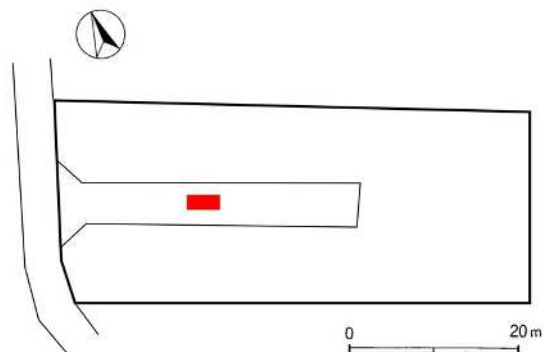
調査概要... 調査対象地は市北西部、川口川の右岸の加住南丘陵南縁付近に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層の堆積は、富士黒色土及びローム層が確認されたが、遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



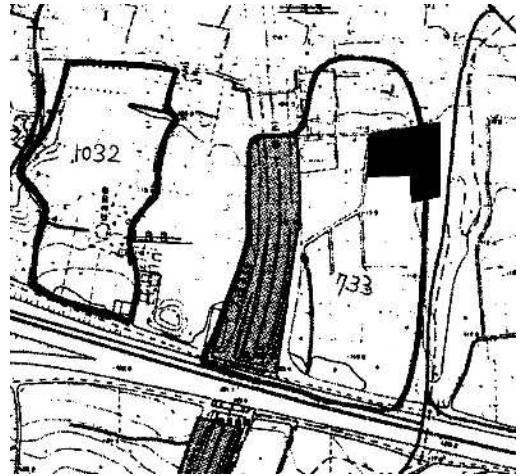
(ウ)八王子市 733 遺跡(下耕地遺跡・大谷町 349 番外)

調査面積...24 m²

事業目的...宅地造成

調査期間...令和4年(2022年)10月13日

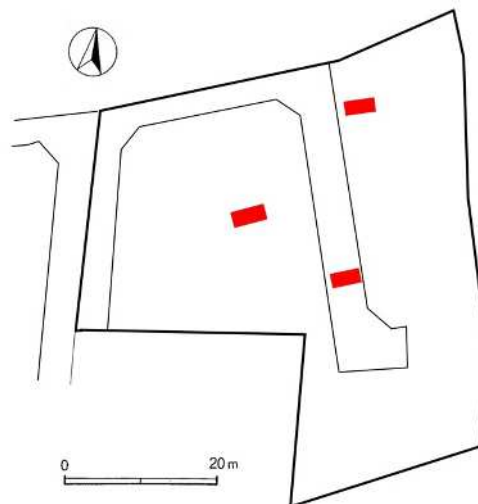
調査概要...調査対象地は市中央部、谷地川南岸の丘陵上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分及び切土工事部分に対して2×4mの試掘坑3か所を設定した。当該地の土層の堆積は、耕作の影響や削平を受けている状況であった。遺構は縄文時代と思われる土坑、遺物は土師器が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



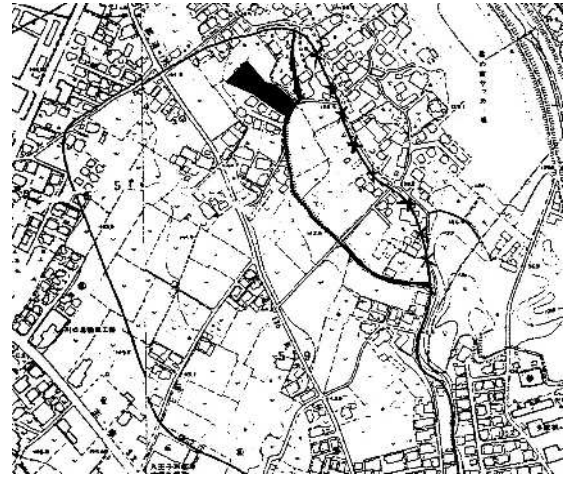
(工) 八王子市 519 遺跡 (檜原町 844 番)

調査面積... 8 m²

事業目的... 宅地造成

調査期間... 令和 4 年 (2022 年) 10 月 26 日

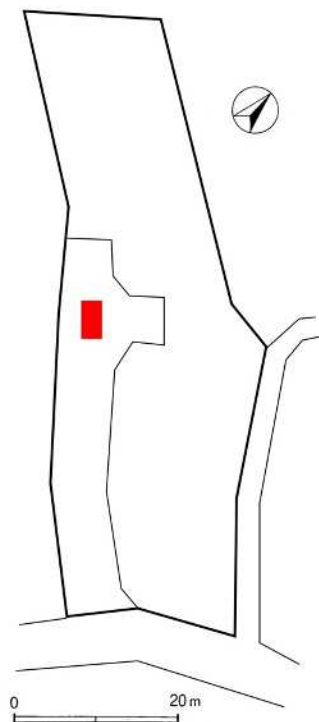
調査概要... 調査対象地は市中央部、川口川右岸の河岸段丘上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。当該地の土層の堆積は富士黒色土層、ローム漸移層の堆積を確認したが、遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



ウ 市調査（国庫補助以外・民間調査機関）

（ア）八王子市 18 遺跡（十内入上原遺跡・上川町 2411 番外）

調査面積...800 m²

事業目的...土地区画整理に伴う公園造成

調査期間...令和 4 年（2022 年）11 月 14 日
から 12 月 23 日

調査概要...調査対象地市北西部、川口川右岸
の川口丘陵上に位置する。公園造成
に伴う事前調査として 2×4m
の試掘坑 100 箇所を設定した。遺
構は縄文時代の住居跡・土坑等、
遺物は縄文土器・石器が出土した。



試掘坑全景

エ 市調査（公共事業）

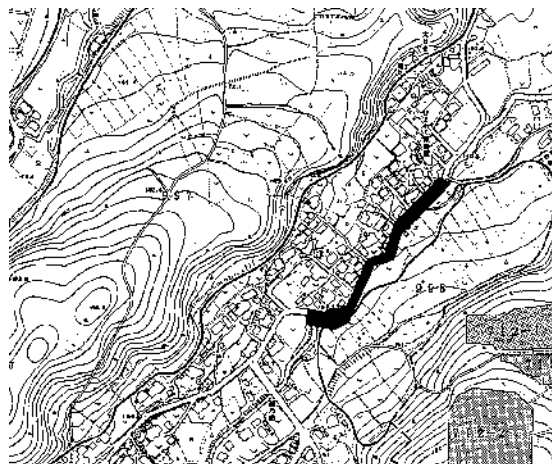
（ア）八王子市 998 遺跡（館町 1945 番 1 外）

調査面積...20 m²

事業目的...河川改修

調査期間...令和 5 年（2023 年）3 月 29 日

調査概要...調査対象地は市南西部、湯殿川支流右岸に面した段丘上に位置する。工事により切り下げる部分に 2×2m の試掘坑 4 か所を調査した。富士黒色土層・ローム層の堆積は見られず、暗褐色土層及び山砂利層が堆積していた。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景

才 市調査（公共事業・民間調査機関）

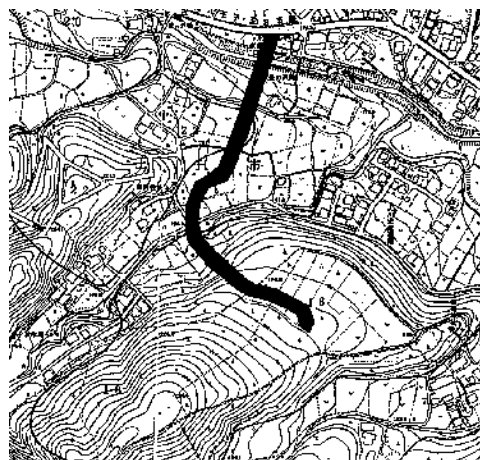
（ア）八王子市 18 遺跡・ 22 遺跡（十内入上原遺跡・八王子市 22 遺跡・上川町 1937 番地
先外）

調査面積...152 m²

事業目的...道路築造

調査期間...令和 4 年（2022 年）9 月 26 日から
10 月 4 日

調査概要...調査対象地は市北西部、川口川右岸
の川口丘陵上に位置する。道路築造
に伴う事前調査として 2×4m の試
掘坑 19 か所を設定した。遺構は縄
文時代の住居跡・土坑、遺物は縄文
土器・石器、古代の土師器が検出さ
れた。



試掘坑全景

カ 立会調査

令和4年度(2022年度)における立会調査は民間開発によるものは118件、公共事業によるものは11件であった。本年度の遺構・遺物の検出は、民間開発で遺物が1件、近世と思われる陶器片が出土したのみであった。

キ 本発掘調査

令和4年度(2022年度)における八王子市の本発掘調査は2件あった。いずれも八王子市教育委員会指導のもとに民間調査機関が行った調査である。

(ア) 子安町三丁目遺跡・八王子医療刑務所遺跡(子安町三丁目570番地5、951番地10)

調査面積...875 m²

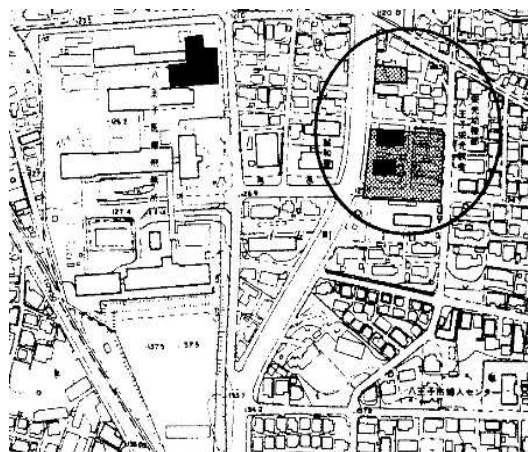
開発者...八王子市

事業目的...拠点整備

調査期間...令和4年(2022年)6月2日から7月15日

調査概要...子安町三丁目遺跡及び八王子

医療刑務所遺跡は、市中央部、小比企丘陵上に位置する。南側に湯殿川が流れている。今回の調査では子安三丁目遺跡において縄文時代中期中葉～後葉の住居跡等、八王子医療刑務所遺跡において明治28年(1895)に竣工した「警視庁監獄八王子支署」、大正15年(1926)に竣工した「市谷刑務所八王子支所」の建物基礎等や「石監」と刻印された煉瓦が確認された。



縄文時代の埋甕炉(子安三丁目遺跡)



建物遺構(八王子医療刑務所遺跡)

(イ) 十内入上原遺跡 (上川町 2404 番 2 外)

調査面積...207.9 m²

開 発 者...八王子市

事業目的...道路築造

調査期間...令和 4 年 (2022 年) 11 月 14 日から
12 月 27 日

調査概要...調査対象地は市北西部、川口川右岸の川口丘陵上に位置する。今回の調査では、縄文時代中期中葉～後葉の住居跡等が検出された。遺物は縄文土器・石器等のほか、縄文時代の耳栓が出土している。



縄文時代の住居跡

(4) 報告書の刊行

- ア 『八王子市文化財年報 第14号』 八王子市教育委員会 令和4年4月30日
(八王子市 993 遺跡調査報告所収)
- イ 『東京都八王子市 子安三丁目遺跡・八王子医療刑務所遺跡』 八王子市
令和5年2月28日
- ウ 『東京都八王子市 十内入上原遺跡』 八王子市 令和5年3月31日

(5) 遺物受入数量

ア 本発掘調査

遺跡名	所在地	遺物の内容	数量
子安町三丁目遺跡(八王子市 732)・八王子医療刑務所遺跡(八王子市 1036)	子安町三丁目 570 番地 5・子安町三丁目 951 番地 10	子安町三丁目遺跡 縄文時代の土器・石器 八王子医療刑務所遺跡 近代の陶磁器類・レンガ・鉄製品	80
十内入上原遺跡(八王子市 18)	上川町 2817 番地先	縄文時代の土器・石器	23
合 計			103

イ 試掘・確認調査

遺跡名	所在地	遺物の内容	数量
弁天池・弁天池北遺跡(八王子市 120)	横川町 763 番 1	縄文時代の土器、古墳時代の土師器	1
平塚遺跡(八王子市 129)	山田町 1606 番 12	縄文時代の土器、古墳時代の土師器	1
国史跡八王子城跡	元八王子町三丁目 2734 番 2	戦国時代の磁器、陶器、土器	1
合 計			3

数量はテン箱数。1箱は原則 40×60×15 cmのテン箱で換算。

(6) 調査・立会一覧

ア 確認調査一覧

(ア) 市調査(国庫補助)

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	横川町 763-1 外	120	弁天池・弁天池北	宅地造成	令和4年 5月25日	1	16 m ²	なし	縄文土器、 土師器
2	山田町 1606-12	129	平塚	グループホーム	12月15日	1	8 m ²	なし	縄文土器、 土師器
3	川口町 1556	469		宅地造成	令和5年 3月14日	1	16 m ²	なし	なし

(イ) 市調査(国庫補助以外)

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	犬目町 258-1 外	34	犬目甲の原	宅地造成	令和4年 6月24日	1	8 m ²	なし	なし
2	川口町 1657-1 外	469		宅地造成	7月14日	1	8 m ²	なし	なし
3	大谷町 349 外	733	下耕地	宅地造成	10月14日	1	24 m ²	土坑	土師器
4	檜原町 844	519		宅地造成	10月26日	1	8 m ²	なし	なし

(ウ) 市調査(国庫補助以外・民間調査機関)

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	上川町 2411 外	18	十内入上原	宅地造成	令和4年 11月14日～ 12月23日	40	800 m ²	縄文時代の 住居跡	縄文土器・ 石器

(エ) 市調査 (公共事業)

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	館町 1945-1 外	998		河川改修	令和 5 年 3 月 29 日	1	20 m ²	なし	なし

(オ) 市調査 (公共事業・民間調査機関)

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	上川町 1937 先外	18・ 22	十内入上原 ・	道路 築造	令和 4 年 9 月 26 日 ~ 10 月 4 日	7	152 m ²	縄文時代の 住居跡	縄文土器・ 石器

イ 立会一覧

(ア) 民間開発

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	横川町 525-1	120	弁天池・弁天 池北	個人 住宅	令和 4 年 4 月 1 日	1	基礎 立会	なし	なし
2	中野上町 5-3303-3	82	樽原	分譲 住宅	4 月 4 日	1	基礎 立会	なし	なし
3	山田町 1656-1 の一 部外	984		宅地 造成	4 月 5 日	1	工事 立会	なし	なし
4	片倉町 49-14、15 及び 16	987		個人 住宅	4 月 12 日	1	工事 立会	なし	なし
5	樽原町 452-5	82	樽原	個人 住宅	4 月 18 日	1	基礎 立会	なし	なし
6	川口町 880-2	26		分譲 住宅	4 月 27 日	1	基礎 立会	なし	なし
7	石川町 2037-2	109	第八小学校 裏	共同 住宅	5 月 16 日	1	基礎 立会	なし	なし
8	長房町 1426-22 外	124	中郷	個人 住宅	5 月 16 日	1	基礎 立会	なし	なし
9	大塚 449-3 外	458	大塚日向	宅地 造成	5 月 30 日	1	工事 立会	なし	なし
10	片倉町 503	987		個人 住宅	5 月 31 日	1	基礎 立会	なし	なし

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
11	川口町 3914-1	469		個人 住宅	6月6日	1	基礎 立会	なし	なし
12	小宮町 862-3	79	小宮町・粟ノ 須	電柱	6月8日	1	工事 立会	なし	なし
13	小宮町 928	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	6月9日	1	基礎 立会	なし	なし
14	石川町 2002	109	第八小学校 裏	ガス	6月9日	1	工事 立会	なし	なし
15	犬目町 592	968		分譲 住宅	6月17日	1	基礎 立会	なし	なし
16	中山字七号 804-4	186		個人 住宅	6月17日	1	基礎 立会	なし	なし
17	横川町 734-8 外	120	弁天池・弁天 池北	分譲 住宅	6月23日	1	基礎 立会	なし	なし
18	北野町 47-1	174		個人 住宅	6月27日	1	基礎 立会	なし	なし
19	小宮町 886-11	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	6月28日	1	工事 立会	なし	なし
20	尾崎町 46-1	70	宇津木向原	個人 住宅	6月30日	1	基礎 立会	なし	なし
21	小比企町 2943-1	740	南八王子地 区 17	分譲 住宅	7月1日	1	基礎 立会	なし	なし
22	狭間町 1762-11 外	134	狭間	分譲 住宅	7月1日	1	基礎 立会	なし	なし
23	横川町 191-11	120	弁天池・弁天 池北	個人 住宅	7月4日	1	基礎 立会	なし	なし
24	小宮町 1188-27	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	7月8日	1	基礎 立会	なし	なし
25	中野山王 1-1567-1 の一部	93	山王林	倉庫	7月8日	1	基礎 立会	なし	なし
26	小比企町 2941-1 外	740	南八王子地 区 17	分譲 住宅	7月8日	1	基礎 立会	なし	なし
27	犬目町 587-1 外	968		個人 住宅	7月11日	1	基礎 立会	なし	なし
28	横川町 525-31	120	弁天池・弁天 池北	個人 住宅	7月11日	1	基礎 立会	なし	なし
29	中野町 2522-2 の一 部	83	中野甲の原	個人 住宅	7月12日	1	基礎 立会	なし	なし

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
30	石川町 2002	110	塚場	ガス	7月14日	1	工事 立会	なし	なし
31	西寺方町 264-1 の 一部	46	小田野	個人 住宅	7月15日	1	基礎 立会	なし	なし
32	檜原町 871-2 外	519		宅地 造成	7月19日	1	工事 立会	なし	なし
33	長房町 550	126	船田	ガス	7月21日	1	工事 立会	なし	なし
34	長房町 1469-5	124	中郷	個人 住宅	7月22日	1	基礎 立会	なし	なし
35	長房町 20-4	1018		個人 住宅	7月29日	1	基礎 立会	なし	なし
36	犬目町 295-1	34	犬目甲の原	分譲 住宅	8月2日	1	基礎 立会	なし	なし
37	小宮町 928-7	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	8月2日	1	基礎 立会	なし	なし
38	川口町 3861-3・4	469		個人 住宅	8月3日	1	基礎 立会	なし	なし
39	川口町 1674-2 の一 部	469		分譲 住宅	8月9日	1	基礎 立会	なし	なし
40	川口町 3835-7	469		個人 住宅	8月18日	1	基礎 立会	なし	なし
41	石川町 2533-10	110	塚場	共同 住宅	8月18日	1	基礎 立会	なし	なし
42	中野町 2550-4 の一 部	83	中野甲の原	個人 住宅	8月23日	1	基礎 立会	なし	なし
43	散田町 5-304-13 外	127	-	個人 住宅	8月24日	1	基礎 立会	なし	なし
44	川口町 2828-4、 2828-5、2828-6	32	中原	分譲 住宅	8月24日	1	基礎 立会	なし	なし
45	川口町 3835-7	469		個人 住宅	8月24日	1	基礎 立会	なし	なし
46	台町 2-87-127	129	平塚	分譲 住宅	8月24日	1	基礎 立会	なし	なし
47	宮下町 282-4	56	宮下	個人 住宅	8月25日	1	基礎 立会	なし	なし
48	小宮町 1046-2 の一 部	79	小宮町・粟ノ 須	共同 住宅	8月29日	1	表層改 良立会	なし	近世陶器

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
49	横川町 802-2 外	120	弁天池・弁天 池北	個人 住宅	9月6日	1	基礎 立会	なし	なし
50	犬目町 490-1	34	犬目甲の原	個人 住宅	9月8日	1	基礎 立会	なし	なし
51	犬目町 1128-5 外	32	中原	分譲 住宅	9月9日	1	基礎 立会	なし	なし
52	石川町 779-4	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	9月9日	1	基礎 立会	なし	なし
53	川口町 691-6	25	宮田	電柱	9月12日	1	工事 立会	なし	なし
54	石川町 2683-12	110	塚場	工場	9月13日	1	基礎 立会	なし	なし
55	小宮町 1109-14	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	9月16日	1	基礎 立会	なし	なし
56	川口町 1599-1	469		分譲 住宅	9月20日	1	基礎 立会	なし	なし
57	横川町 802-5	120	弁天池・弁天 池北	分譲 住宅	9月21日	1	基礎 立会	なし	なし
58	下柚木字三号 558 外	299		集合 住宅	9月26日	1	基礎 立会	なし	なし
59	下柚木字三号 553-3 外	299		個人 住宅	9月26日	1	基礎 立会	なし	なし
60	狭間町 1754-2	134	狭間	分譲 住宅	9月28日	1	基礎 立会	なし	なし
61	中野上町 5-3179-15	82	樽原	分譲 住宅	10月11日	1	基礎 立会	なし	なし
62	川口町 3873-4	469		個人 住宅	10月11日	1	基礎 立会	なし	なし
63	川口町 3669-3	26		個人 住宅	10月13日	1	工事 立会	なし	なし
64	川口町 2828-1	32	中原	宅地 造成	10月14日	1	工事 立会	なし	なし
65	長房町 1443-1	124	中郷	個人 住宅	10月14日	1	基礎 立会	なし	なし
66	小宮町 1039-1 外	79	小宮町・粟ノ 須	個人 住宅	10月24日	1	基礎 立会	なし	なし
67	長房町 22 外	1018		個人 住宅	10月25日	1	基礎 立会	なし	なし

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
68	小宮町 928-5	79	小宮町・粟ノ須	個人住宅	10月26日	1	基礎立会	なし	なし
69	元八王子町 3-2286-5	118		個人住宅	10月27日	1	基礎立会	なし	なし
70	散田町 3-19-16	981		分譲住宅	10月27日	1	工事立会	なし	なし
71	小比企町 2385-4 外	158	時田	個人住宅	10月28日	1	基礎立会	なし	なし
72	中野町 2622-1	83	中野甲の原	分譲住宅	10月31日	1	基礎立会	なし	なし
73	叶谷町 876-1、3、4、 5	80	叶谷	店舗建設	11月9日	1	工事立会 (EVピット)	なし	なし
74	戸吹町 860	960		個人住宅	11月11日	1	浄化槽立会	なし	なし
75	小宮町 917	79	小宮町・粟ノ須	ガス	11月11日	1	工事立会	なし	なし
76	檜原町 445-15	519		店舗	11月16日	1	工事立会	なし	なし
77	中野上町 3-3396-6	88	西中野	集合住宅	11月21日	1	工事立会	なし	なし
78	尾崎町 169-1	70	宇津木向原	水道	11月25日	1	工事立会	なし	なし
79	石川町 583-7	508	宇津木地区 8	個人住宅	11月25日	1	基礎立会	なし	なし
80	川口町 3886-2	469		個人住宅	11月30日	1	基礎立会	なし	なし
81	横川町 198-3 の一部	120	弁天池・弁天池北	個人住宅	12月6日	1	基礎立会	なし	なし
82	元八王子町 3-3037-3 外	42	八王子城跡	集合住宅	12月9日	1	工事立会	なし	なし
83	中野上町 4-3132	82	檜原	個人住宅	12月13日	1	基礎立会	なし	なし
84	石川町 652	479		個人住宅	12月15日	1	工事立会	なし	なし
85	小宮町 1014-26、27	79	小宮町・粟ノ須	個人住宅	12月19日	1	基礎立会	なし	なし

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
86	大楽寺町 538-1、 535-2	80	叶谷	分譲 住宅	12月20日	1	基礎 立会	なし	なし
87	石川町 2468 先	109	第八小学校 裏	電柱	12月23日	1	工事 立会	なし	なし
88	川口町 1705-3	469		分譲 住宅	令和5年 1月6日	1	工事 立会	なし	なし
89	下恩方町 1103-3	36	上宿(恩方地 区 5)	工場	1月17日	1	工事 立会	なし	なし
90	川口町 3256- 1 外	23		電柱	1月19日	1	工事 立会	なし	なし
91	犬目町 374-5	34	犬目甲の原	分譲 住宅	1月20日	1	基礎 立会	なし	なし
92	川口町 961-5	25	宮田	個人 住宅	1月25日	1	基礎 立会	なし	なし
93	西寺方町 632-2	45	恩方地区 2	分譲 住宅	1月31日	1	基礎 立会	なし	なし
94	裏高尾町 747-2、 748-2	958	荒井・猪鼻山	個人 住宅	2月1日	1	基礎 立会	なし	なし
95	山田町 1606-12	129	平塚	グル ープ ホーム	2月3日	1	工事 立会	なし	なし
96	梶田町 538-8、9	140	梶田第	分譲 住宅	2月3日	1	工事 立会	なし	なし
97	川口町 811-5 , 6	26		個人 住宅	2月6日	1	基礎 立会	なし	なし
98	川口町 811-1	26		個人 住宅	2月6日	1	基礎 立会	なし	なし
99	中野町 2223-3	83	中野甲の原	個人 住宅	2月15日	1	基礎 立会	なし	なし
100	長房町 29-2	1018		個人 住宅	2月15日	1	基礎 立会	なし	なし
101	犬目町 1248-3	32	中原	分譲 住宅	2月20日	1	基礎 立会	なし	なし
102	長房町 1425-9	124	中郷	分譲 住宅	2月21日	1	基礎 立会	なし	なし
103	犬目町 1108-1	32	中原	電柱	2月21日	1	工事 立会	なし	なし

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
104	小宮町 1033-7	79	小宮町・ 粟ノ須	個人 住宅	2月27日	1	基礎 立会	なし	なし
105	長房町 1435	124	中郷	ガス	3月1日	1	工事 立会	なし	なし
106	石川町 534-1 外	508	宇津木地区 8	宅地 造成	3月2日	1	工事 立会	なし	なし
107	大谷町 323-26	733	下耕地	個人 住宅	3月3日	1	工事 立会	なし	なし
108	檜原町 484-3	519		個人 住宅	3月6日	1	基礎 立会	なし	なし
109	石川町 1144-1 の一 部	110	塚場	個人 住宅	3月6日	1	基礎 立会	なし	なし
110	犬目町 1108-1 の一 部	32	中原	集合 住宅	3月7日	1	基礎 立会	なし	なし
111	檜原町 440-1 の一 部	519		宅地 造成	3月7日	1	工事 立会 (浸透ト ノ)	なし	なし
112	散田町 3-809-3 先	980		電気 通信 設備	3月14日	1	工事 立会	なし	なし
113	大谷町 323-16	733	下耕地	個人 住宅	3月20日	1	基礎 立会	なし	なし
114	櫛田町 568-11	142		個人 住宅	3月27日	1	基礎 立会	なし	なし
115	川口町 811-7	26		個人 住宅	3月27日	1	基礎 立会	なし	なし
116	子安町 3-569-5	732		集合 住宅	3月27日	1	基礎 立会	なし	なし
117	中野山王 1-1598-8	93	山王林	分譲 住宅	3月29日	1	基礎 立会	なし	なし
118	石川町 1793、1794、 大谷町 329 の各一 部	108	西野	分譲 住宅	3月30日	1	基礎 立会	なし	なし

(イ) 公共事業

	所在地または住所	遺跡 及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	立会い 内容	遺構・遺物	
			遺跡名					遺構	遺物
1	石川町 2077 先から 2080 先間	109・ 734	第八小学校 裏・石川天野	上水 道	令和 4 年 4 月 6 日	1	試験坑 立会	なし	なし
2	檜原町 516 先から 504 先間	519		上水 道	5 月 16 日	1	試験坑 立会	なし	なし
3	宇津木町 810 先か ら 828 先間	509	宇津木地区 8	上水 道	6 月 2 日	1	試験坑 立会	なし	なし
4	川口町 3271 先	23		道路 拡幅	6 月 9 日	1	工事 立会	なし	なし
5	下恩方町 1182 先か ら 1173 先間	36	下宿遺跡	上水 道	7 月 22 日	1	試験坑 立会	なし	なし
6	高月町 1077-1	55	滝山城跡	法面 防災 工事	8 月 3 日	1	工事 立会	なし	なし
7	川口町 1166 先から 2038 先間	469		上水 道	9 月 21 日	1	試験坑 立会	なし	なし
8	大谷町・暁町 2	90	弁天橋西	発電 機設 置	9 月 27 日	1	基礎 立会	なし	なし
9	大和田町 4-1827-1	957	大和田横穴 墓群	地下 埋設 物調 査	12 月 5 日	1	工事 立会	なし	なし
10	台町 2-2 先から 38 先	129	平塚	水道	令和 5 年 1 月 18 日	1	工事 立会	なし	なし
11	元八王子 3-2192 先	118		水道	3 月 20 日	1	工事 立会	なし	なし

(7) 指定文化財の保存修理に対する補助

市指定文化財を良好な状態で保つことができるよう以下の事業に対し補助金を交付した。

ア 八王子市指定有形文化財「山車」「神輿」等

(ア) 八王子市指定有形文化財「山車」保管庫地代補助事業

- a 内 容 市指定有形文化財である山車を保管する保管庫の地代に対する補助。
- b 事業費 1,414,440 円
- c 補助金 1,124,000 円

(イ) 多賀神社神輿保存伝承事業

- a 内 容 市指定文化財である多賀神社神輿の保存・管理に対する補助。
- b 事業費 180,000 円
- c 補助金 100,000 円

(ウ) 本町連合町会 山車の躯体部塗装修復事業

- a 内 容 山車の躯体部の漆塗装がはがれ、一部下地が露出し腐朽が進む恐れがあることから、塗装修復を行った。
- b 事業費 2,512,000 円
- c 補助金 2,009,000 円

(エ) 中町町会 山車庫屋根外壁修繕工事事業

- a 内 容 中町の山車庫屋根と外壁の経年による、雨漏りや劣化を防ぐために塗装を行った。
- b 事業費 649,000 円
- c 補助金 501,000 円

イ その他文化財補助事業

(ア) 八王子消防記念会(木遣)半纏新調事業

- a 内 容 木遣を行う時の正装である半纏を新調した。
- b 事業費 326,700 円
- c 補助金 260,000 円

(イ) 諏訪神社 諏訪神社各所補修工事事業

- a 内 容 三社(諏訪神社、子の権現、八幡神社)の扉や垂木、彫刻周り等、特に傷みが激しい箇所(三社)の補修と、三社覆屋の腰壁にあいた穴の補修を行った。
- b 事業費 1,903,000 円
- c 補助金 1,522,000 円

(ウ) 心源院 小谷田子寅の碑覆屋根設置工事業

- a 内 容 屋外に設置してある小谷田子寅の碑が、雨風にさらされたことにより、地衣類が繁殖している。碑の損傷や崩落することを防ぐため、覆屋根を設置した。
- b 事業費 2,068,000 円
- c 補助金 1,654,000 円

(エ) 「高月のクワ」樹木保護及び樹勢回復事業

- a 内 容 枝や幹の老化が進み、既存の支柱等だけでは幹への負荷が大きく、落枝、倒木の恐れがあるため、支柱を取り付けて幹の負担を軽減し、樹勢を維持するために剪定を行った。
- b 事業費 101,200 円
- c 補助金 80,000 円

(オ) 八王子車人形保存伝承事業

- a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。
- b 事業費 1,140,517 円
- c 補助金 250,000 円

(カ) 東京都指定無形文化財説経浄瑠璃保存伝承事業

- a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。
- b 事業費 350,208 円
- c 補助金 80,000 円

(8) 指定文化財の管理に対する補助

市指定文化財の管理者等に対して、文化財管理公開謝礼金を支給した。

支給件数 84 件

支給額計 1,205,000 円

(9) 文化財の防災対策

1月26日は文化財保護法制定の契機となった法隆寺金堂の炎上・壁画の焼損が起きた日である。昭和30年(1955年)に、文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が1月26日を「文化財防火デー」と定め、以降毎年、全国的に文化財防火運動を展開している。これに合わせて本市においても文化財の防火について以下の取組を実施した。

ア 指定文化財の管理者へ防火対策依頼

文化庁の「第69回文化財防火デー」の実施通知に基づき、八王子市指定文化財の管理者・所有者に文化財防火デーの開催要項、対策依頼文を郵送し、文化財の防火について依頼を行った。

イ 防災訓練への立会

八王子消防署が文化財所有者と合同で実施する防災訓練に文化財課職員が立ち会った。

(ア) 安養寺 令和5年(2023年)1月26日(木)

(イ) 永林寺 令和5年(2023年)1月27日(金)



安養寺での訓練風景



永林寺での訓練風景

ウ 広報はちおうじでの周知

市の広報誌「広報はちおうじ」1月15日号にて、文化財防火デーの紹介を行い、市民への文化財防火デーの周知を図った。

エ パネル展「みんなで守ろう文化財！」の開催

(ア) 開催期間 令和5年(2023年)1月24日(火)から26日(木)

(イ) 会場 八王子駅南口総合事務所 多目的スペース

オ 桑都日本遺産センター 八王子博物館におけるミニ展示の実施

(ア) 開催期間 令和5年(2023年)1月23日(月)から25日(水)、28日(土)、29日(日)

(イ) 会場 桑都日本遺産センター 八王子博物館

4 史跡の整備・公開

(1) 八王子城跡御主殿発掘調査

平成 25 年度（2013 年度）に御主殿の発掘調査を行い、庭園の中に池跡があることが確認された。それから 7 年後の令和 2 年度（2020 年度）に御主殿西側部の発掘調査を行い、囲炉裏状の遺構を内部にもつ礎石建物跡、敷石状遺構などの遺構、明（中国）から輸入された磁器、国産の陶器、鉄砲弾や銭貨、半鐘片などが出土し、御主殿で新たな成果が確認された。翌年度も、令和 2 年度調査部分の南側、平成 4 年度（1992 年度）調査部分の西側を調査し、平成 4 年度に確認された道路状遺構（SS05）が続いていることを確認した。遺物は明（中国）から輸入された磁器、国産の陶器、銭貨などが出土した。

令和 4 年度（2022 年度）は、平成 25 年度に確認された池跡の周辺がどのような土層の堆積をしているかの確認と御主殿の北西側の広がりを確認するために行った。今回の調査で平成 5 年度（1993 年度）に確認された溝跡や柵の施設と思われる遺構が確認され、今回調査区よりさらに北西にこれらの遺構が続いているとともに御主殿の広がりまだ続いていることが確認された。

調査期間：令和 4 年（2022 年）11 月 29 日から 12 月 21 日まで

調査面積：12 m²



遺構写真

(2) 史跡の公有地化

文化財課では、昭和52年(1977年)から継続的に八王子城跡内の公有地化を進めている。現在でも平成30年(2018年)2月に策定された「国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書」において、八王子城跡の本質的価値の保存、継承及び向上を目的に史跡区域内の土地の公有地化とその活用を事業計画に定めていることから、当該計画に基づいて用地取得を進めている。

初めて用地取得を行った昭和52年(1977年)から令和4年度(2022年度)の取得分を含めると、186,742.98㎡を公有地化している。

令和4年度(2022年度)国指定史跡八王子城跡内は以下のとおり私有地を取得した。

ア 地区	要害地区
イ 地目	山林
ウ 面積	13,400㎡
エ 取得金額	30,820,000円

八王子城跡 史跡指定面積 1,598,692.27㎡ 公有化率 11.68%

年度	公有化面積(㎡)	年度	公有化面積(㎡)	年度	公有化面積(㎡)
昭和52	473.70	2	1,807.01	14	318.91
53	1,989.37	3	10,078.93	16	869.44
54	2,762.81	4	2,859.72	21	644.59
55	3,887.00	5	3,050.07	22	668.42
56	2,149.81	6	832.00	23	515.35
57	955.34	7	1,346.00	25	192.95
58	13,376.26	8	4,604.41	29	322.19
59	8,953.49	9	15,487.15	30	686.03
60	4,342.06	10	8995.75	令和元	9,073.66
61	6,893.01	11	14,519.30	2	17,125.00
62	4,565.38	12	1,330.95	3	6,965.08
平成元	20,074.76	13	627.89	4	13,400.00
公有化面積 計					186,742.98

(3)八王子城跡オフィシャルガイド

八王子城跡オフィシャルガイドは、国指定史跡である八王子城跡について来訪者に城の概要や魅力を知ってもらうことを目的に、現地で案内を行っている。平成21年(2009年)4月より活動を開始し、令和4年度(2022年度)は活動14年目を迎える。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その状況に応じて、令和2年(2020年)3月からガイド活動の休止と再開を適宜行っている。令和4年(2022年)1月31日からの活動休止により、令和4年度当初は休止としていたが、4月23日から活動を再開し、その後7月25日から再休止、10月15日から活動を再開した。

ア 八王子城跡オフィシャルガイドの体制

令和4年度(2022年度)は25名が更新して活動した。(前年度は27名)

イ 活動について

ガイドボランティアの活動は、現地で待機している曜日替わりのガイドが、八王子城跡に訪れた希望者に対して城の概要を説明し、見どころを案内している。案内ルートは管理棟から御主殿へ至る整備されたエリアとしている。

前年度と同様、事前予約があった5人までのグループを案内することを原則とし、事前の検温やアルコール消毒等の基本的な感染対策を徹底することで新しい生活様式に対応したガイド活動を行った。

ウ 新規募集

令和4年度(2022年)は八王子城跡オフィシャルガイドの制度開始から5回目となる、新規募集を行った。応募のあったガイド候補者に対し全5回の研修を行い、その後、ガイドとして決定した。今回決定したガイドは、令和5年(2023年)4月1日から活動を開始する。

(ア) 募集期間 令和4年(2022年)10月10日から11月14日

(イ) 応募人数 4名

(ウ) 決定人数 3名(決定としなかった1名は、本人から辞退の申し出あり)



エ 活動の実績

令和4年度（2022年度）の活動の実績は下表のとおりである。

月	実施日数	案内人数	ボランティア参加人数 (延べ人数)
4月	8	70	27
5月	28	303	86
6月	30	283	86
7月	20	105	52
8月	新型コロナウイルス感染拡大の影響により		
9月	休止		
10月	17	243	47
11月	30	427	88
12月	28	288	85
1月	28	223	82
2月	25	310	70
3月	31	197	71

※活動期間は令和4年（2022年）4月23日から7月24日及び10月15日から令和5年（2023年）3月31日まで

5 文化財の活用

(1) 民俗芸能

ア 第18回八王子車人形と民俗芸能の公演

民俗芸能の普及と、貴重な文化財を市民全体で保存・継承する意識づくりの機会として、国指定重要無形民俗文化財「八王子車人形」、東京都指定無形文化財「説経節(説経浄瑠璃)」、八王子市指定無形民俗文化財「獅子舞」・「木遣」など、市内の民俗芸能の公演を毎年開催している。令和4年度(2022年度)は3年ぶりの開催となった。

- (ア) 主 管 八王子指定文化財芸能団体協議会
(イ) 日 時 令和4年(2022年)11月13日(日)
開場:13時00分 開演:14時00分
(ウ) 会 場 J:COM ホール八王子
(エ) 舞 台 演 目 一、四谷町龍頭の舞保存会 獅子舞と太刀の演舞
二、氷川神社獅子舞保存会 獅子舞・花万灯・棒術の演舞
三、八王子車人形西川古柳座・説経節の会
小栗判官一代記 「高倉館判官矢取りの段」
(オ) ロビー展示 田守神社獅子舞保存会、狭間獅子舞保存会、小津獅子舞太刀保存会、
美山町獅子舞保存会、石川町御嶽神社龍頭の舞保存会、
説経節の会、今熊神社獅子舞保存会、八王子車人形西川古柳座、
八王子消防記念会、文化財課
(カ) 参 加 者 583人



四谷町龍頭の舞



氷川神社獅子舞



八王子車人形

イ 伝統文化ふれあい事業

伝統文化ふれあい事業実行委員会が主催している「伝統文化ふれあい事業」について、文化財課では以下の講座を担当した。

(ア) 説経節体験・発表講座～三味線・語り～

東京都指定無形文化財の説経節（説経浄瑠璃）について、受講生に三味線や語りを経験してもらい、発表会を行うことによって、伝統芸能を身近に感じ、保存伝承についての理解を深めるため、開催した。この事業の事務局は、八王子市学園都市ふれあい財団と共同で担当した。

a 日時・会場

【ガイダンス・稽古】

令和4年（2022年）

10月2日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

10月9日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

10月16日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

11月6日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

11月20日（日）9時30分から11時30分 学園都市センター

12月4日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

12月11日（日）9時30分から11時30分 いちようホール練習室

12月21日（水）18時30分から20時30分 いちようホール練習室

令和5年（2023年）

1月11日（水）18時30分から20時30分 いちようホール練習室

【リハーサル】

1月14日（土）14時30分から21時00分 いちようホール小ホール

【発表会】

1月15日（日）9時30分から16時30分（開演13時30分）

いちようホール小ホール

b 講師 説経節の会（薩摩津賀太夫、京屋純、薩摩花太夫、薩摩桃太夫、京屋裕、京屋巧、薩摩宏太夫〔敬称略〕）

c 内容 演目：日高川入相花王 雨田堤より渡し場の段

d 受講者 一般 6名

e 発表会鑑賞者 154名



練習風景



発表会

(イ) 木遣

- a 日時・会場 令和5年(2023年)3月11日(土) 19時00分から21時00分
善能寺太子堂
- b 講師 八王子消防記念会
- c 内容 木遣の練習風景の見学
- d 受講者 10名



練習風景

(ウ) 獅子舞

- a 日時・会場 令和5年(2023年)3月12日(日) 14時00分から16時00分
いちようホール
- b 講師 氷川神社獅子舞保存会
- c 内容 獅子舞の道具や舞の解説など
- d 受講者 28名



解説風景

(2) 文化財見て歩き

「片倉城跡を歩く」

八王子市内にある山城は八王子城跡・滝山城跡の二つが代表的であるが、ほかにも重要な山城が点在している。東京都史跡に指定されている片倉城跡を文化財課学芸員が案内しながら市民と歩くことで、市民に八王子の歴史を広く理解してもらうことを目的として開催した。

(ア) 日 時 令和4年(2022年)12月10(土)

A班...9時00分から12時00分

B班...9時30分から12時30分

C班...13時00分から16時00分

(イ) 講 師 文化財課学芸員 石垣・村山・堀部

(ウ) 場 所 片倉城跡

(エ) 参加者 49名(A班17名、B班13名、C班19名)



案内風景(二の丸)

【片倉城跡縄張り図】



『東京都の中世城館』(平成18年東京都教育委員会)に一部加筆

(3) その他展示・講座

ア 展示

(ア) 企画展「八王子城跡御主殿令和2年度発掘成果」

令和2年度(2020年度)に行われた八王子城跡御主殿の発掘成果を、遺物や写真パネルなどを展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)4月9日(土)から6月26日(日)
- b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 磁器皿、磁器碗、磁器坏、陶器皿、天目碗、茶入、土師質土器の皿、鉄砲弾、鋳型、土玉、礎石建物跡の写真など

(イ) 企画展「山車と宮大工」

市指定有形文化財に指定されている山車の修復とメンテナンスを担う宮大工の技に焦点をあて、山車を継承していくために必要な技術や道具を展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)7月1日(金)から7月18日(月)
- b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 大工道具、山車装飾部材、木組、写真パネル



展示風景

(ウ) 展示丸窓「八王子城跡出土遺物展示」

夏休み期間中に、八王子城跡御主殿で出土した中国から輸入された磁器皿を、桑都日本遺産センター 八王子博物館の展示丸窓で展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)7月22日(金)から9月16日(金)
- b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 磁器皿

(エ) 展示「八王子城跡御主殿出土のレースガラス器」

(公財)東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京、(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団、八王子市主催による「伝承のたまてばこ」で、八王子城跡御主殿出土のレースガラス器をテーマとしたイベントが行われた。このイベントに併せ、桑都日本遺産センター 八王子博物館でレースガラス器を展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)9月9日(金)から10月2日(日)
- b 場 所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 レースガラス器、レースガラス器のレプリカ

(オ)コーナー展「土器からいにしへの八王子を見てみよう - 東京文化財ウィーク関連展示 - 」

東京都教育委員会が主催する「東京文化財ウィーク」では、都民に文化財を身近に感じてもらえるように、都内にある文化財を特別公開している。この時期に併せ、本市でも都指定有形文化財宇津木向原遺跡方形周溝墓からの出土品を展示した。また同時に市内の国指定史跡櫛田遺跡や市指定史跡中田遺跡、市指定文化財中原遺跡出土縄文土器なども展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)11月3日(木)から12月15日(木)
- b 場 所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 縄文土器、土偶、石皿、石鏃、弥生土器、土師器、石製品など



文化財ウィーク展ポスター

(カ) 企画展「八王子城跡御主殿令和3年度発掘成果」

令和3年度(2021年度)に行われた八王子城跡御主殿の発掘成果を、遺物や写真パネルなどで展示した。

- a 開始日 令和4年(2022年)11月3日(木)から12月11日(日)
- b 場 所 桑都日本遺産センター 八王子博物館
- c 入館料 無料
- d 展示資料 磁器皿、磁器碗、磁器坏、陶器皿、播鉢、瓶、甕、レースガラス器、壁土、鉄砲弾、銭貨、小札、土玉など

イ 出前講座 「八王子の文化財」

八王子市では市民の生涯学習活動に対する支援を目的として出前講座が開かれている。文化財担当は講座「八王子の文化財」を担当し、市民（グループ・団体の学習会等）の利用に供している。令和4年度は1件の申し込みがあり、職員を派遣した。内容は以下のとおりである。

- (ア) 開催日 令和5年(2023年)3月9日(木)
- (イ) 講師 文化財課学芸員(堀部 湧子)
- (ウ) 参加者 19名

ウ 歴史講座

(ア)「発掘でわかった八王子城」

特定非営利活動法人八王子城三ッ鱗会が開催した記念講演で、八王子城の発掘成果をテーマとする講座を開催した。

- a 開催日 令和4年(2022年)6月12日(土)
- b 会場 八王子城跡ガイダンス施設
- c 講師 文化財課学芸員(村山 修)
- d 参加者 73名

(イ)「全国城巡り 第1弾 関東編 第2回『八王子城』」

大和市生涯学習センターが主催する講演で、八王子城をテーマとする講座を開催した。

- a 開催日 令和4年(2022年)10月23日(日)
- b 会場 大和市生涯学習センター
- c 講師 文化財課学芸員(村山 修)
- d 参加者 50名

(ウ)「発掘でわかった北条氏照の城」

八王子市生涯学習センター・文化財課共催、特定非営利活動法人八王子城三ッ鱗会協力の市民自由講座において、八王子城・滝山城の発掘成果をテーマとする講座を開催した。

- a 開催日 令和4年(2022年)12月24日(土)
- b 会場 八王子市生涯学習センター・クリエイトホール
- c 講師 文化財課学芸員(村山 修)
- d 参加者 65名

(4) 資料の貸出・利用申請

ア 資料の貸出

文化財担当で管理する資料に関して、展示や研究調査のため以下のものを貸与した。

貸出期間	貸出先	目的	貸出資料	点数
令和4年(2022年) 9月15日から 12月16日	神奈川県立 歴史博物館	特別展「源頼朝が愛した幻の 大寺院 永福寺と鎌倉御家人 一荘蔽される鎌倉幕府とその ひろがり」に展示のため	中山白山神社経塚出土遺物	10
			龍見寺経塚出土遺物	1
9月2日から 12月7日	新宿区立 新宿歴史博物館	特別展「新宿の弥生時代 — 教科書の弥生時代と比べてみ ると—」に展示のため	中郷遺跡出土遺物	1
令和5年(2023年) 2月14日から 2月17日	個人(身延山大 学非常勤講師)	縄文時代前期後半諸磯式期の 黒曜石原産地分析研究のため	南八王子 No.25 遺跡出土遺物	7
			裏宿遺跡群出土遺物	17
			御所水遺跡出土遺物	3
			宇津木台遺跡出土遺物	152
3月2日	個人(身延山大 学非常勤講師)	縄文時代前期後半諸磯式期の 黒曜石原産地分析研究のため	滝山高燥遺跡Ⅲ出土遺物	13
			日向四谷遺跡出土遺物	39
			宇津木台遺跡出土遺物	4
			裏宿遺跡群出土遺物	3
3月17日から 3月20日	個人(身延山大 学非常勤講師)	縄文時代前期後半諸磯式期の 黒曜石原産地分析研究のため	日向四谷遺跡出土遺物	1

イ 利用申請

文化財の普及や魅力を発信するため、以下について撮影の利用申請を許可した。

撮影日	撮影場所	目的
令和4年(2022年) 5月9日	八王子城跡	ラジオドラマ映像撮影
6月15日	八王子城跡	日本遺産PR撮影
7月4日	八王子城跡	ミュージックビデオ撮影
10月7日	八王子城跡	テレビ番組撮影
11月9日	八王子城跡	Webサイト掲載
11月16日	八王子城跡	Webサイト掲載
11月24日	八王子城跡	オンラインツアー
12月1日	八王子城跡	月刊誌掲載
12月27日	八王子城跡	テレビ番組撮影
令和5年(2023年) 2月17日	八王子城跡	Webサイト掲載

6 日本遺産

(1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館 (愛称：はちはく)

ア 利用状況

開館日数 350 日

入館者数 38,696 人

イ 事業実績 (小規模な企画展は入館・参加者数をカッコ書きとし、合計に含めない)

事業名	事業内容	開催期間(開催日数)	入館・参加者数	
企画展	八王子城跡御主殿 令和2年度発掘成果	4月9日～6月26日	7,969	
	山車と宮大工	7月1日～7月18日	2,447	
	戦時下の生活	7月23日～9月14日	6,990	
	トピック展示	江戸時代からつづく 伝統の栄久お花講	4月9日～4月23日	(1,186)
		八王子まつり×はちはく特別企画「お祭りの季節がやってきた！」	7月23日～8月14日	(3,382)
		「HIKARI のたまてばこ」記念展示(レースガラス・八王子車人形衣裳)	9月9日～10月2日	2,974
		鉄道150年懐かしい品々 - はちはくver.	9月17日～10月26日	5,236
		コーナー展示「地図で紹介！鎌倉武士の伝承地いざ八王子」 NHK首都圏局西東京営業所主催「大河ドラマ「鎌倉殿の13人」パネル展」同時開催(10月15日～10月21日)	10月15日～1月25日	(10,183)
		八王子城跡御主殿跡 令和3年度発掘成果	11月3日～12月11日	4,060
		文化財ウィーク展(「土器から古の八王子を見てみよう～文化財ウィーク関連展示」)	11月3日～12月15日	4,276
		はちはくでお正月 関連イベント(「はちはくで八尊福德」(1月4日～1月15日)、「うさぎ年クイズ」(1月4日～1月22日))を含む	12月17日～1月22日	3,137
		ミニ展示「みんなで守ろう文化財！」	1月23日～1月29日 (1/26・27は館内整理日)	(713)
		未来への贈り物～令和3年度寄贈資料展～	1月28日～3月27日	5,977
		「日本遺産の日」特別企画(スライドショー、小澤酒造樽展示、まきびし作成体験、芸妓衆披露等)	2月4日～2月28日	(2,693)
計			43,066	
講座・ 展示解説	桑都ツアーズ 八王子城主からの指令	6月10日～6月26日	2,752	
	戦争関連講座 「八王子空襲の体験談を聞く」	8月11日	31	
	戦争関連講座 「戦争体験を聞く」	8月14日	27	
	桑都ツアーズ 八王子城主からの指令 - 秋の陣 -	11月3日～12月11日	4,060	
	杉並郷土史会歴史講演会「特異な集団 八王子千人同心をひもとく」	2月18日	60	
	生涯学習センター南大沢分館主催市民自由講座「落合直澄が伝えた「仁徳天皇御陵石棺図」	3月8日	53	
計			6,983	

ウ 教育支援事業実施状況

(ア) 総合的な学習の受け入れ 11校 972人

(イ) その他教育連携等

	実施日	団体名等	内容
1	4月22日～6月30日	JR東日本八王子支社	デジタルスタンプラリー
2	7月21日～8月31日	夏休み3館共同スタンプラリー (科学館、博物館、図書館)	「3館を巡って八王子を知ろう！」
3	7月30日	一世クラブ(民間会社OB会)	出張講座「日本遺産と八王子の歴史」
4	8月25日・27日	帝京大学、東京学芸大学	インターンシップ生受け入れ
5	9月6日～11日	BS日本・八王子織物工業組合	出張展示「織都・桐生×桑都・八王子展」
6	9月28日	東京学芸大学	社会教育実習生受け入れ
7	9月29日～10月11日	拓殖大学	授業協力(1年次後期「アカデミックリテラシー」課題: はちくオリジナルグッズの提案)
8	10月13日	東京都・八王子織物工業組合	出張展示「八王子の織物の歴史」(東京たま未来メッセ開所式)
9	10月20日～24日	八王子インフォメーションセンター	10周年記念スタンプラリー
10	11月4日	八王子市小学校教育研究会社会科部	授業研究「萩原彦七」
11	11月5日	東京工科大学	ボランティア活動受け入れ
12	11月26日	テキスタイル産地ネットワーク	出張講座「交易から栄えた織物のまち八王子の変遷」
13	12月16日	石川中学校	子供を笑顔にするプロジェクト「八王子と鎌倉をつなぐ鎌倉武士たちの足跡」
14	12月21日	浄土宗東京教区八王子組青年会研修会	出張講座「八王子宿の成り立ち、大善寺のお十夜とまちのにぎわい」
15	1月19日	第五小学校	子供を笑顔にするプロジェクト(はちく見学)
16	1月21日	桑都テラス	かるた大会(ガイドボランティア)
17	1月30日	秋葉台小学校	かるた大会(ガイドボランティア)
18	2月2日	四谷中学校	子供を笑顔にするプロジェクト(絹の道資料館見学)
19	2月8日	第四小学校	子供を笑顔にするプロジェクト(はちく見学)
20	2月9日	和光高校	授業協力(選択授業「地域研究」: 絹の道資料館見学)
21	2月25日	株式会社JTB東京多摩支店	「八王子市魅力発見の旅」(かるた大会等)(ガイドボランティア)

エ ガイドボランティア紙芝居上演実績

事業名	事業内容	開催日	参加者数
講座 (ガイドボランティア実施)	大久保長安	4月24日	13
	日光と八王子千人同心	5月5日	7
	日光と八王子千人同心	5月29日	11
	八王子城主北条氏照	6月26日	16
	八王子空襲	7月31日	35
	八王子空襲	8月28日	20
	松姫物語	9月25日	11
	大久保長安	10月30日	16
	八王子城主北条氏照	11月27日	9
	日光と八王子千人同心	12月25日	11
	松姫物語	1月29日	12
	大久保長安	2月26日	16
	八王子城主北条氏照	3月26日	11
	館内上演 小計		188
	出張上演 小計		0
	計		188

(2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会

令和2年度（2020年度）に設置した『日本遺産「桑都物語」推進協議会』（事務局：日本遺産推進担当（都市戦略課併任）。以下、「協議会」という。）を運営し、引き続き、日本遺産を活用したさまざまな事業を展開した。

また、協議会が加盟する日本遺産連盟（104の日本遺産認定地域団体で組織）総会（10月29日開催）において、令和5年度（2023年度）に本協議会が日本遺産連盟の会長を務めることが決定され、また、令和5年度に本市において「日本遺産フェスティバル」を開催することが決定された。

【協議会総会】

第1回総会（5月31日）

- ・役員（監事）の選任について
- ・令和3年度事業実績について
- ・令和3年度収支決算について
- ・令和3年度監査報告について
- ・令和4年度事業計画（案）について
- ・令和4年度収支予算（案）について
- ・令和5年度日本遺産サミットについて（協議）
- ・日本遺産ロゴマーク使用申請及び後援名義使用申請の状況について（報告）
- ・市立学校における郷土学習の推進について（報告）
- ・令和4年度第1回日本遺産「桑都物語」推進協議会部会報告について（報告）



第1回総会の様子

第2回総会（1月31日）

- ・令和4年度日本遺産推進事業の進捗状況について（報告）
- ・「公共交通機関を活用した日本遺産体験周遊ツーリズム事業」について（報告）
- ・「日本遺産の日」イベントについて（報告）
- ・令和5年度事業計画（案）について（協議）
- ・「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」について（協議）
- ・日本遺産変更申請（構成文化財の追加）について（協議）



(3) 日本遺産関連事業

ア 日本遺産「桑都物語」推進協議会実施事業

国庫補助金（文化芸術振興費補助金・文化資源活用事業費補助金）を活用した、人材育成、普及啓発、調査研究、活用整備、情報コンテンツ作成の各事業や、その他必要な事業を行い、日本遺産関連事業を推進した。

【主な事業】

- ・日本遺産ガイド養成講座（人材育成事業）
本市においてボランティアガイドとして活動している方を対象に、日本遺産ガイドとなるための養成講座を実施。
- ・桑都・八王子の花街の魅力向上（普及啓発事業）
構成文化財「八王子芸妓」の活動展示として、日本遺産や桑都の歴史の魅力を発信するイベント「桑都花街物語」を開催。
- ・日本遺産フェスティバル普及啓発事業
令和5年（2023年）11月開催予定の「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」に向けた機運醸成や日本遺産や桑都・八王子の魅力について普及啓発を図るイベントを開催。
- ・日本遺産看板の製作・設置（情報コンテンツ作成事業）
認定ストーリーや構成文化財の看板を製作・設置し、ポスト・パンデミック期に備え、来訪者を迎え入れる環境整備を推進。
- ・プロモーション資材デザイン作成（情報コンテンツ作成事業）
情報発信のためのPR資材等をデザイン・製作。
- ・日本遺産フェスティバル（山口県下関市・福岡県北九州市）への出展
ブース出展による情報発信のほか、日本遺産公開講座にも登壇。



ガイド養成講座



桑都花街物語



日本遺産フェスティバル
普及啓発事業

イ 市・市教委実施事業

各所管のさまざまな事業において「日本遺産」の活用、その魅力を磨き上げる取組を実施した。

【主な事業】

- ・桑都日本遺産センター 八王子博物館での「御城印」の販売・「桑都ツアーズ」の開催（文化財課）
- ・八王子城跡の保存整備（文化財課）
- ・「八王子日本遺産PRキャンペーン」の実施（観光課）
- ・市内小・中・義務教育学校に日本遺産給食を提供（学校給食課）

(4) 子どもを笑顔にするプロジェクト

令和4年度(2022年度)、東京都では新型コロナウイルス感染症の感染症対策の観点から、学校生活に様々な制約を受けている子どもたちに向けて「見る・聞く・触れる」多様な体験を提供し、笑顔を取り戻してもらうことを目的とした「子供を笑顔にするプロジェクト」が実施された。

八王子市ではこのプロジェクトを活用し、日本遺産をテーマとして子どもたちに文化財の魅力を伝え、理解を深めてもらう「八王子市版 子どもを笑顔にするプロジェクト」を本市独自プログラムとして、市内の市立小・中・義務教育学校75校で実施した。

「八王子市版 子どもを笑顔にするプロジェクト」実施一覧

	プログラム名	内容	実施校数	内訳		
				小	中	義務教育学校
1	高尾山薬王院について学ぼう (校内学習)	高尾山薬王院から講師を学校に招き、高尾山の歴史等の講話を聞く。	16	8	8	0
2	高尾山薬王院について学ぼう (校外学習)	高尾山薬王院を訪問し講師から高尾山の歴史や食のありがたさなどの講話を聞き、季節の精進料理を食べる。	8	4	4	0
3	八王子芸妓について学ぼう	八王子芸妓衆を学校に招き、踊りの実演・体験、所作や礼法等を学ぶ。	6	2	4	0
4	八王子車人形を体験しよう	八王子車人形の西川古柳座を学校に招き、観劇するほか、車人形の操演を体験する。	21	13	7	1
5	多摩織・八王子織物について学ぼう	多摩織工芸館(八王子織物工業組合内)での講話や機織体験を通じて、多摩織・八王子織物について学ぶ。	2	2	0	0
6	日本遺産・文化財講座	市職員・学芸員が学校を訪問し、日本遺産や文化財に関する講座を実施する。	1	0	1	0
7	日本遺産・文化財講座・まきびしづくり体験	歴史・文化を伝える企画演出に取り組むグループ「武者所」(日本遺産PR部所属)によるワークショップで、八王子城跡から出土した「まきびし」のレプリカづくりを体験する。	2	2	0	0
8	日本遺産・文化財講座・おりかぶとを作ろう	NPO法人八王子城跡三ッ鱗会による「おりかぶと」づくりを体験する。	14	14	0	0
9	史跡ツアー 八王子の歴史を学ぼう	市職員・学芸員の解説で八王子城跡・滝山城跡・はちはく・絹の道資料館(絹の道散策含む)を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらう。	4	2	2	0
10	八王子城跡めぐり・これからの八王子のまちづくりについて学ぼう	八王子城跡を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらうほか、「東京たま未来メッセ」、「歴史・郷土ミュージアム」建設予定地の八王子医療刑務所跡地見学等を通じて、これからの八王子の変化を体感してもらう。	1	0	1	0
計			75	47	27	1

市内小・中・義務教育学校全107校のうち、自校プログラムを実施した32校を除く、75校で実施。

資料

八王子市文化財保護条例

昭和52年3月15日

条例第6号

改正 平成17年3月1日条例第4号 平成19年9月28日条例第51号

八王子市文化財保護条例（昭和30年八王子市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条 第19条）
- 第3章 市指定無形文化財（第20条 第25条）
- 第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条 第32条）
- 第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物（第33条 第36条）
- 第6章 市選定保存技術（第37条 第41条）
- 第7章 文化財保護審議会（第42条 第51条）
- 第8章 雑則（第52条 第54条）
- 第9章 罰則（第55条 第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、八王子市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれら

に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

第3条 市は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

4 八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたとき、又は都条例第4条第1項の規定による東京都指定有形文化財の指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める八王子市教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出することをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当

該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場

合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限つて教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期間を限つて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとつて重要なものを八王子市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は都条例第20条第1項の規定による東京都指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（公開）

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

4 前項の規定により市が費用の一部を負担する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを八王子市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを八王子市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

4 第1項の規定により市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。以下次条において同じ。)があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたとき、及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財又は東京都指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は当該市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を

告示しなければならない。

- 7 第1項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第4項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除された場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又は団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

(市指定有形民俗文化財の保護)

- 第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

- 第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

- 第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

- 第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

- 第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物

(指定)

- 第33条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝及び天然記念物に指定されたもの並びに都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを、八王子市指定史跡(以下「市指定史跡」という。)、八王子市指定旧跡(以下「市指定旧跡」という。)、八王子市指定名勝(以下「市指定名勝」という。)又は八王子市指定天然記念物(以下「市指定天然記念物」という。)(以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第34条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物が市指定史跡旧跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡旧跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があつたとき、又は都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(次条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、市指定史跡旧跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 市選定保存技術

(選定等)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により、選定保存技術に選定されたもの及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを八王子市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第38条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第21条第5項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第39条 保持者及び保存団体には、第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第40条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 文化財保護審議会

（設置）

第42条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に、八王子市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第43条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
 - (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
 - (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - (5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- (組織)

第45条 審議会は、委員14人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第46条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第47条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わつたとき退任するものとする。

(会長及び副会長)

第48条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第49条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第50条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条 審議会に専門的事項を調査研究するため部会を置くことができる。

第8章 雑則

(標識等の設置)

第52条 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該市指定の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。
(記録の作成等)

第53条 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)及び無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に当たることを適当と認める者に対し、当該公開等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9章 罰則

(刑罰)

第55条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第57条 第14条(第36条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例の廃止)

2 八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和30年八王子市条例第24号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別の市文化財として指定されている市文化財は、第4条、第26条及び第33条の規定により、同表の左欄の市文化財の種別に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定の文化財として指定されたものとみなす。

市重宝、市郷土資料	市指定有形文化財
市技艺	市指定無形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条第1項の規定により交付されている指定書は、第4条第5項（第26条第2項及び第33条第2項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条の規定により設置されている保存施設のうち標識又は説明板は、第52条の規定により設置された標識又は説明板とみなす。

6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第11条の規定により選任され、教育委員会に届出のなされている管理責任者は、第6条（第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、教育委員会に届出のあつた管理責任者とみなす。

7 改正前の条例第14条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。

8 この条例の施行前に、改正前の条例第15条の規定により、管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

9 この条例の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月1日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第51号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

○文化財の指定状況（令和5年（2023年）3月31日現在）

指定等区分 (件数)	種別		件
国指定 (10)	史跡		5
	有形文化財	書跡	1
		工芸品	3
	無形民俗文化財	民俗芸能	1
都指定 (45)	有形文化財	建造物	7
		絵画	2
		彫刻	10
		工芸品	1
		古文書	3
		考古資料	2
	無形文化財	芸能	1
	有形民俗文化財	民俗資料	1
	無形民俗文化財	民俗技術	1
	史跡		2
	旧跡		12
	天然記念物		3
市指定 (208)	有形文化財	建造物	2
		絵画	3
		彫刻	4
		工芸品	34
		刀剣	78
		考古資料	3
		古文書	22
		歴史資料	7
	有形民俗文化財	民俗資料	10
	無形民俗文化財	郷土芸能	10
		風俗習慣	1
	史跡		20
	旧跡		3
	天然記念物		11
指定文化財計			263
国選定 (2)	文化財の保存技術（選定保存技術）		2

令和5年（2023年）3月16日、南多摩のメカイ製作技術が都の無形民俗文化財に指定

○日本遺産構成文化財一覧（令和5年（2023年）3月31日現在）

番号	文化財の名称	指定等の状況	説明
	八王子城跡	国史跡	天正10～15年（1582～1587年）頃に、北条氏照により築城された小田原北条氏最大の支城です。築城から10年経たずに落城したため、発掘された遺構・遺物の時代を特定できる点で極めて貴重な遺跡です。戦国末期の石垣をはじめとする山城の様相を遺し、御主殿跡や古道などが復元され、戦国時代の山城を体感することができます。麓には、「八王子城跡ガイダンス施設」があり、甲冑体験や北条氏と城の歴史を知ることができます。 （日本100名城選定）
	八王子城跡 御主殿出土品	未指定 （考古資料）	出土した遺物は約7万点にのぼります。出土品からは戦国時代の生活や城での戦いの様相などをうかがうことができます。国内で他に例のないベネチア産のレースガラス器をはじめ数多くの舶来品も出土したことは、北条氏照が有力な戦国武将であったことの証でもあります。出土品は郷土資料館で展示しています。
	八王子神社	未指定 （建造物）	延喜16年（916年）、妙行という僧が庵を立て、牛頭天王と8人の王子を祀り、八王子権現と称したと伝えられています。北条氏照がこの地に城を築いた際に、守護神として八王子権現を祀りました。山頂本丸付近の現在の社殿は江戸時代末期に建てられたものです。
	滝山城跡	国史跡	北条氏照が八王子城を築城する前に居城としていた城。永禄12年（1569年）、武田信玄の大軍勢による侵攻を少数の兵力で防ぎましたが、その後の西方からの進軍に備え、より守備堅固な山城・八王子城を築きました。空堀や土塁などの遺構が状態よく残り、スマートフォンアプリ「AR 滝山城跡」により、城の歴史についてAR（拡張現実）を使って体感することができます。 （続日本100名城選定）
	北条氏照および家臣墓	都旧跡	北条氏照百回忌を機に、氏照の家臣であった中山家範の子孫によって建てられた、氏照と家範らの供養塔が、周囲の50を超える石碑・石仏群とともに、竹林の中にひっそりと佇んでいます。

	小仏関跡	国史跡	北条氏照が武蔵国と相模国境の要衝として小仏峠に高尾山の木材を利用し関所を築いたのが小仏関のはじまりです。その後関所は峠の麓に移され、北条氏滅亡後は、徳川家康によって、甲州との国境として厳重に警固されました。旧甲州街道沿いには古民家が点在し、峠道は古道の面影を残しています。
	高尾山	未指定 (名勝地)	いにしえより修験道の霊山として崇められ、北条氏照は、竹木伐採を禁止するなど、高尾山を信仰するとともに守ってきました。徳川幕府も引き続き保護したことなどにより、豊かな自然が残されています。山麓には「高尾 599 ミュージアム」があり、高尾山の歴史や自然を学ぶことができます。また、薬王院の年中行事などでは、木遣や獅子舞、八王子車人形、八王子芸妓など桑都文化に触れることができます。
	高尾山薬王院文書 (北条氏照発給文書)	都有形 (古文書)	薬王院には、中世の頃からの文書が多く残されています。北条氏照が発給した文書には、山内の竹木・下草の伐採を禁じた制札や境内での押買狼藉を禁じた制札、寺領の寄進状などがあり、氏照が高尾山を篤く保護したことがわかります。
	高尾山薬王院の文化財	都有形 (建造物 ・彫刻)	薬王院は、天平 16 年(744 年)行基菩薩によって開山されたといわれ、薬王院飯縄権現堂をはじめ、境内の 4 つの建造物と 2 体の仏像が東京都の有形文化財に指定されています。境内には鳥居が建ち、神仏習合の名残を強くとどめています。
	高尾山のスギ	都天然記念物 市天然記念物	高尾山には樹齢 700 年といわれるスギの巨樹が存在し、スギ並木は参道の景観を一層引きたてています。スギにまつわる様々な伝説も残されています。江戸時代末期に幕府の代官江川太郎左衛門が植えた人工林も残されています。
	御前立御本尊 飯縄大権現像	未指定 (彫刻)	神仏習合の名残をとどめる薬王院には、本社と本堂に、それぞれ御本尊の「飯縄大権現」が奉祀されています。飯縄大権現は、北条氏のみならず武田信玄や上杉謙信などの戦国武将からも厚く信仰されました。
	高尾山薬王院浄心門	未指定 (建造物)	薬王院参道の入り口に建つ門は、仏教寺院でありながら神社の鳥居の形を成しています。門には「霊気満山」の扁額が掲げられ、ここから先が聖域であることを示しています。

	養蚕守護札	未指定 (風俗慣習)	薬王院は、蚕を鼠から守る札を頒布し、養蚕農家からの信仰を集めました。 千人同心組頭の植田孟縉が文政6年(1823年)に編さんした地誌『武蔵名勝図会』にも「鼠口留秘符」という護札に関する記述が残されています。
	杉苗奉納石碑	未指定 (民俗資料)	古来、人々が諸願成就の返礼として行ってきた杉苗奉納は、人と山とが持続的に関わり、山を大切にしてきた証であり、高尾山信仰の大きな特色です。山内のいたるところに石碑が建ち、参道の杉苗奉納板とともに薬王院の信仰圏の広がりを物語っています。
	火渡り祭	未指定 (風俗慣習)	薬王院が執り行う大規模な護摩法要で、「護摩木」という木札を焚いてその上を素足で渡り、除災開運を願う行事です。 毎年3月に開催され、修験者に続いて、一般の人も火渡りを体験することができます。
	水行道場	未指定 (風俗慣習)	山岳信仰に由来する滝への崇拜と結びついたのが「滝行」です。蛇滝と琵琶滝は、薬王院の水行道場として使われています。現在も、修験者による滝行が行われ、年間を通じ、一般の人も修行することができます。
	高尾山のムササビ	未指定 (動物)	江戸時代に編さんされた『武蔵名勝図会』には、高尾山のムササビが描かれており、昔から親しまれてきた高尾山を象徴する動物です。 観察会も開催され、日没後や日出前に薬王院周辺などで、巣穴から顔を出す様子や木々の間を滑空する姿を見ることができます。
	桑都日記稿本	都有形 (古文書)	千人同心組頭の塩野適斎が著した、天正10年(1582年)から文政7年(1824年)に至る千人同心の歴史を記述した書物で、当時の地形、気候、文化、産業の歴史などを知るうえで貴重な史料です。 八王子が桑都と呼ばれた由縁や、北条氏照が城下の景勝地の情景を詠んだと伝えられる「八王子八景」などが記述されています。 【八王子八景】 八王子城の秋月(八王子城跡(国史跡)) 桑都の晴嵐(八王子郷) 高尾の翠靄(高尾山) 山田の落雁(広園寺(都有形(建造物))) 水崎の夜雨(龍泉寺) 浅川の帰釣(浅川) 十里の暮雪(廿里古戦場(市旧跡)) 大戸の晩鐘(大戸観音堂)

	多摩織	未指定 (工芸技術)	八王子織物の起源は、滝山城下で取引された頃といわれ、400年以上の歴史の中で改良・工夫されてきました。八王子を中心とした地域で織られた伝統織物は、「多摩織」として、昭和55年(1980年)に国の伝統的工芸品に指定されました。八王子繊維貿易館では、展示・販売や、手織り体験のイベントを行っています。
	絹の道(浜街道)	市史跡	安政6年(1859年)の横浜開港により、八王子に集められた輸出用の生糸は、浜街道を通り、横浜に運ばれました。欧米人が養蚕や絹産業の視察に八王子を訪れ、観光を目的に高尾山の登山も楽しみました。往時の景観をよく残しているこの道は、後に「絹の道」と呼ばれ、「歴史の道百選(浜街道-鎌水峠越)」に選定されています。
	八木下要右衛門屋敷跡 (絹の道資料館)	未指定 (史跡)	絹の道のある鎌水の生糸商人は、生糸取引により財を築きました。その一人、八木下要右衛門は見事な石垣のある屋敷を築き、「石垣大尽」とも呼ばれました。敷地内の書院は、別名「異人館」と呼ばれ、八王子に訪れた外国人をもてなす場所でした。現在は、屋敷跡に「絹の道資料館」が建てられ、絹の道や養蚕・製糸に関する資料が展示されています。
	小泉家屋敷	都有形民俗 (民俗資料)	絹の道近くに今も残る、かつて養蚕農家だった古民家です。現在の母屋は明治11年(1878年)に再建されたもので、茅葺き入母屋造りで、多摩地域に旧来からみられる典型的な民家建築の様式です。周辺の田園風景とともに、横浜港開港後に絹の道を通った欧米人が目にした景観が、今も残されています。
	八王子の獅子舞	市無形民俗 (郷土芸能)	北条氏照から獅子頭を拝領して始まったと伝えられる「狭間の獅子舞」をはじめ、市内には9つの三匹獅子舞があります。五穀豊穡や悪霊退散を祈願し、各地域の寺社の祭礼や高尾山薬王院の春季大祭で舞が奉納されます。
	木遣	市無形民俗 (郷土芸能)	八王子に伝承されている木遣は、江戸木遣の流れを汲み、元治元年(1864年)に江戸の木遣師が伝授したといわれています。保存会の八王子消防記念会は、天保年間に八王子の鳶職が継承した高尾山薬王院への講詣りを引き継ぎ、春季大祭で、木遣唄やはしご乗りを奉納しています。

	<p>八王子車人形 および 説経浄瑠璃</p>	<p>八王子車人形 国重要無形民俗 (民俗芸能) 説経浄瑠璃 都無形 (芸能)</p>	<p>八王子車人形は、江戸時代末に考案され、一人の人形遣いがロク口車に腰かけて一体の人形を繰り演じるのが特徴です。 養蚕や織物で発展した八王子の農村部の娯楽として人気を博し、機業家などが熱心に後援しました。 高尾山薬王院の節分会追儺式にも参加し、桑都の伝統芸能の魅力を伝えています。 中世から伝わる語り芸能の説経浄瑠璃は、江戸時代中期に三味線芸能として完成され、八王子では人形芝居などと一緒に興行されるようになりました。</p>
	<p>上の祭り・下の祭り (八王子まつり)</p>	<p>未指定 (風俗慣習)</p>	<p>多賀神社の「上の祭り」と八幡八雲神社の「下の祭り」の宮神輿渡御と氏子町内による山車巡行は、江戸時代から継承されています。両神社による神事と町人文化、鳶職による木遣、江戸を流派とする祭囃子や芸妓文化が融合した今日の祭りの形態は、桑都と称され絹産業で繁栄したまちの歴史を物語っています。 現在では、両祭りを統合し「八王子まつり」として桑都の伝統文化を代表するものとなっており、往時のまつりの熱気を体感することができます。</p>
	<p>上の祭り・下の祭りの 神輿・山車</p>	<p>神輿 2(1)基 山車 19(12)台 山車人形 8(5)体 有形文化財 (工芸品) ()は そのうち 市指定の数</p>	<p>多賀神社と八幡八雲神社の祭礼における神輿渡御は江戸時代中期から継承されています。江戸時代後期には絹織物業による経済基盤を背景に両神社の氏子町内は競い合うように絢爛豪華な山車を建造しました。地元の宮大工の建築技術に江戸の山車人形を移入し、八王子独自の山車文化を築きました。 町民の山車建造の熱意は現在にも引き継がれ、「関東屈指の山車まつり」として広く知られるようになり、建造時代の変革とともに3つの型式による19台の八王子型山車の曳きまわしを見ることができます。</p>
	<p>八王子芸妓</p>	<p>未指定 (芸能)</p>	<p>織物のまちとして繁栄した八王子には、花街が置かれ、全国から商人が織物を買付けに訪れ、桑都の商人たちは料亭で客人をもてなしました。戦前には観光地としての高尾山ももてなしの場となりました。 薬王院の秋季大祭では、「舞扇供養」が行われ、芸妓衆の薬王院への深い信仰を知ることができます。芸妓衆は、桑都の歴史を唄や踊りを通じて連綿と伝えています。八王子まつりをはじめ市内の様々な行事でも芸妓衆の舞踊を見ることができます。</p>
	<p>桑都の銘酒</p>	<p>未指定 (生活文化)</p>	<p>桑都の山々を源流とし、多くの河川と豊かな伏流水に恵まれ、北条氏照の家臣の子孫が200年以上前に酒造りを始めたと伝わるなど、八王子は古くから酒造りが盛んでした。 薬王院の御神酒でもある「高尾山」をはじめ、「桑乃都」「八王子城」「氏照」「高尾の天狗」など郷土ゆかりの銘柄が付けられた日本酒は、桑都の人々に愛され続けられています。</p>

○文化財関連施設入館者数

郷土資料館／桑都日本遺産センター 八王子博物館

区分	2年度	3年度	4年度
入館者数（人）	18,297	31,649	38,696
開館日数（日）	237	280	350

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日は一部利用休止

※郷土資料館は令和2年度末（2020年度末）で閉館

※桑都日本遺産センター 八王子博物館は令和3年（2021年）6月12日から開館

国史跡八王子城跡ガイダンス施設

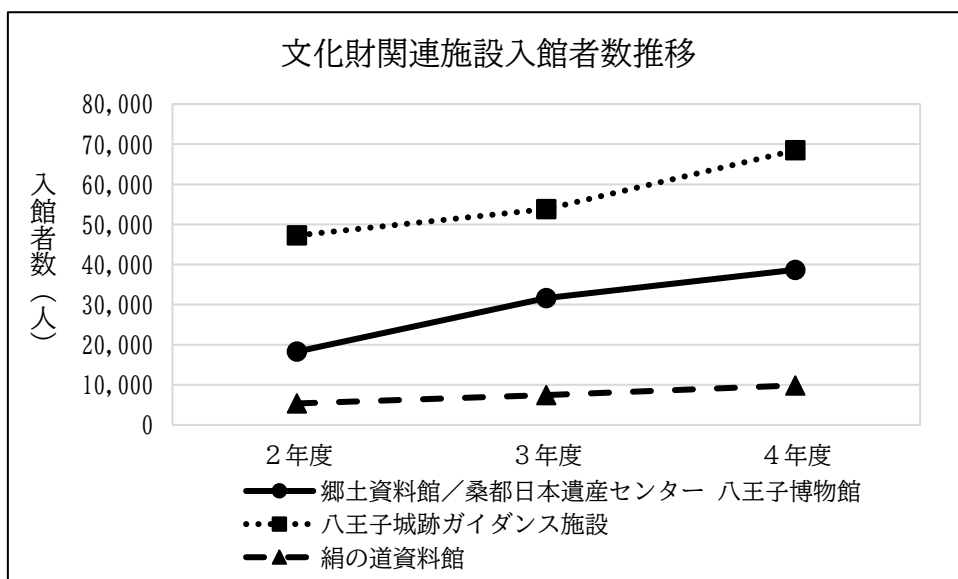
区分	2年度	3年度	4年度
入館者数（人）	47,269	53,795	68,492
開館日数（日）	297	324	359

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日及び令和3年（2021年）4月27日から5月31日は臨時休館

絹の道資料館

区分	2年度	3年度	4年度
入館者数（人）	5,364	7,460	9,865
開館日数（日）	237	278	308

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月6日から5月31日及び令和3年（2021年）4月26日から5月31日は臨時休館



八王子市文化財年報 第16号
令和4年度（2022年度）

令和5年（2023年）9月

発行：八王子市教育委員会

編集：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 文化財課

八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7265 FAX：042-626-8554

表紙イラスト：桑嶋 りこ